

泉佐野市田尻町清掃施設組合
新ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書

要約書

令和4年1月

泉佐野市田尻町清掃施設組合
泉 南 郡 熊 取 町

目 次

1. 事業者の氏名及び住所	1
2. 対象事業の名称、目的及び内容	2
2.1 対象事業の名称	2
2.2 対象事業の目的	2
2.3 対象事業の内容	3
2.3.1 事業の概要	3
2.3.2 施設位置選定の経緯	9
2.3.3 事業計画	11
2.4 土地区画整理事業	17
2.5 環境保全対策の実施方針	18
2.5.1 工事中	18
2.5.2 供用時	20
3. 環境影響評価を実施する地域	24
4. 地域の概況	26
4.1 社会的状況	26
4.2 生活環境	32
4.3 自然環境	33
4.4 歴史的・文化的環境	34
5. 環境影響要因及び環境影響評価の項目	35
5.1 環境影響要因	35
5.2 環境影響評価の項目の抽出	35
6. 調査、予測及び評価の手法	40
6.1 現況調査	40
6.2 影響予測	50
6.3 評価	55

1. 事業者の氏名及び住所

事業者の名称：泉佐野市田尻町清掃施設組合

代表者の氏名：泉佐野市田尻町清掃施設組合 管理者 千代松 大耕

主たる事務所の所在地：大阪府泉佐野市 6780 番地

事業者の名称：泉南郡熊取町

代表者の氏名：熊取町長 藤原 敏司

主たる事務所の所在地：泉南郡熊取町野田 1 丁目 1 番 1 号

2. 対象事業の名称、目的及び内容

2.1 対象事業の名称

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業

2.2 対象事業の目的

泉佐野市田尻町清掃施設組合（以下「本組合」という。）では、田尻町嘉祥寺の泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所において、泉佐野市及び田尻町で発生する一般廃棄物の中間処理を行っており、処理能力については、焼却施設が 240t/日、破碎施設が 50t/日である。

また、熊取町では、熊取町大字久保の熊取町環境センターにおいて、熊取町で発生する一般廃棄物の中間処理を行っており、処理能力については、焼却施設が 61.5t/日、粗大ごみ処理施設が 16t/日である。

本組合の焼却施設は、昭和 61 年 4 月の稼働開始から既に 35 年が経過し、熊取町の焼却施設についても、平成 4 年 4 月の稼働開始から既に 29 年が経過しており、補修・改良工事を行っているものの、いずれも老朽化・陳腐化が進んでおり、施設の更新が急務となっている。

このような状況のもと、本組合及び熊取町では、将来的に本組合に熊取町が一部事務組合の構成員として参画し、1 市 2 町（以下、「3 市町」という。）で広域的なごみの中間処理を行うべく、新たなごみ処理施設の整備に向けて、これまでごみ処理計画の見直し、候補地選定、基本構想策定等を進めてきた。新たなごみ処理施設は、焼却施設（エネルギー回収推進施設）及び破碎・選別施設（マテリアルリサイクル推進施設）を備える施設とし、令和 12 年度の稼働を目指し整備を行うものである。

2.3 対象事業の内容

2.3.1 事業の概要

事業計画の概要は表 2.3.1 に示すとおりであり、対象事業実施区域の位置は図 2.3.1、図 2.3.2 (1) 及び (2) に示すとおり、泉佐野市中央部に位置する。

表 2.3.1 事業計画の概要

項目	内容
施設内容及び規模	エネルギー回収推進施設（焼却施設）：240t/日（120t/24h×2 炉） マテリアルリサイクル推進施設（破碎・選別施設）：30t/日 ストックヤード：450 m ²
対象事業実施区域の位置	泉佐野市日根野地内及び上之郷地内
敷地面積	約 5.6ha(図 2.3.5 参照)
緑化計画	敷地面積約 5.6ha のうち、法面部分は在来種を主体とする低木等を用いた植栽を行い、適正に緑化率を確保する予定。

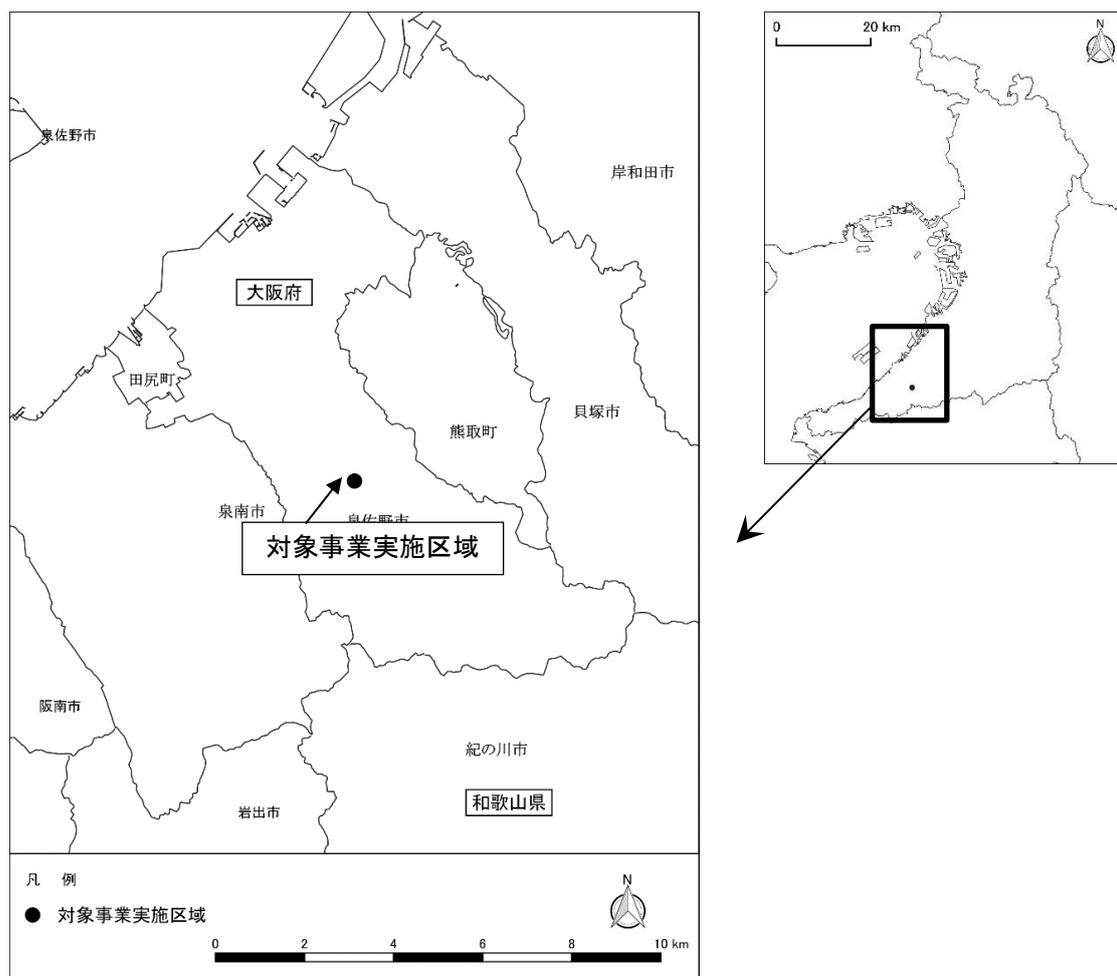


図 2.3.1 対象事業実施区域の位置（広域）

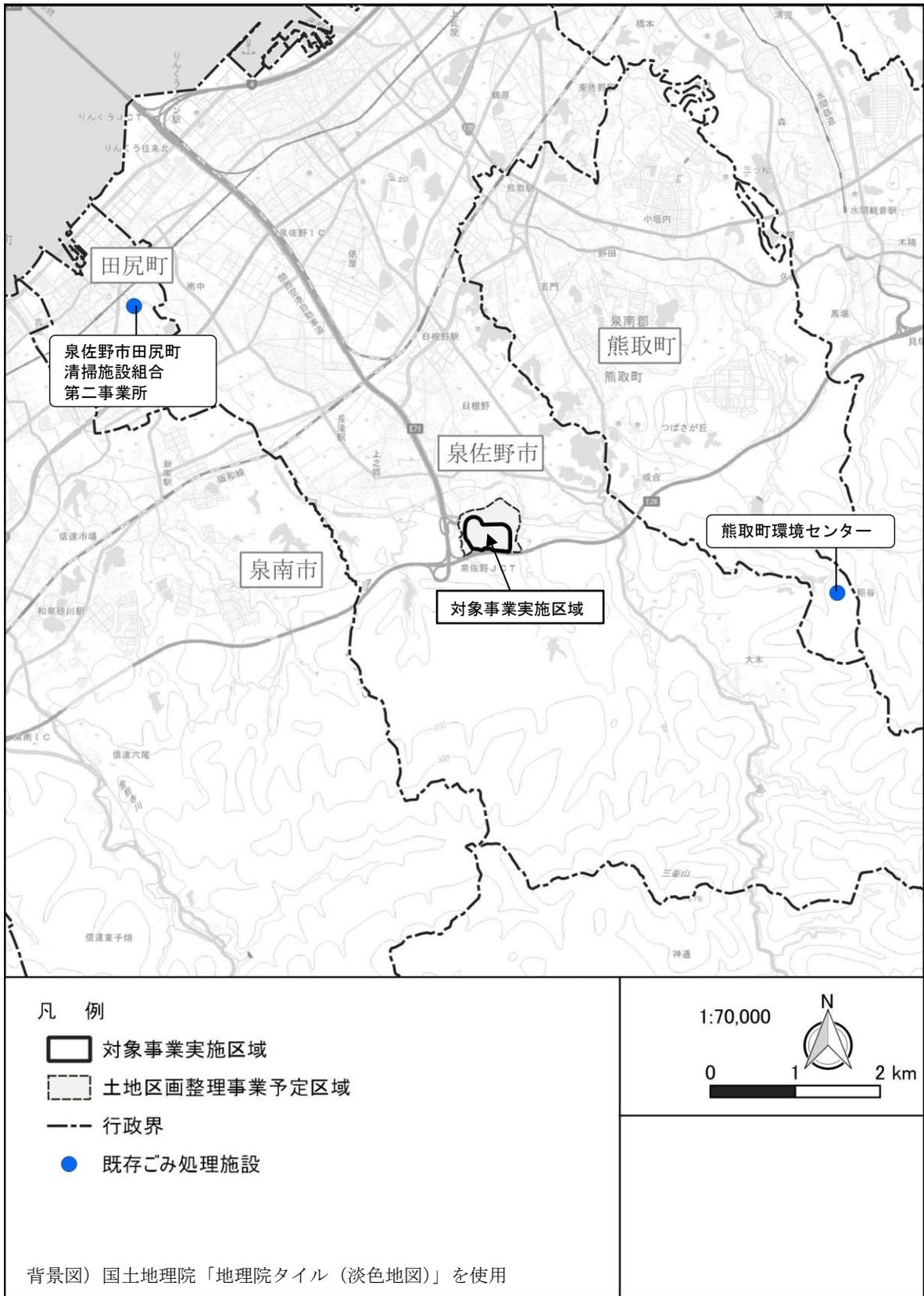


図 2.3.2(1) 対象事業実施区域の位置

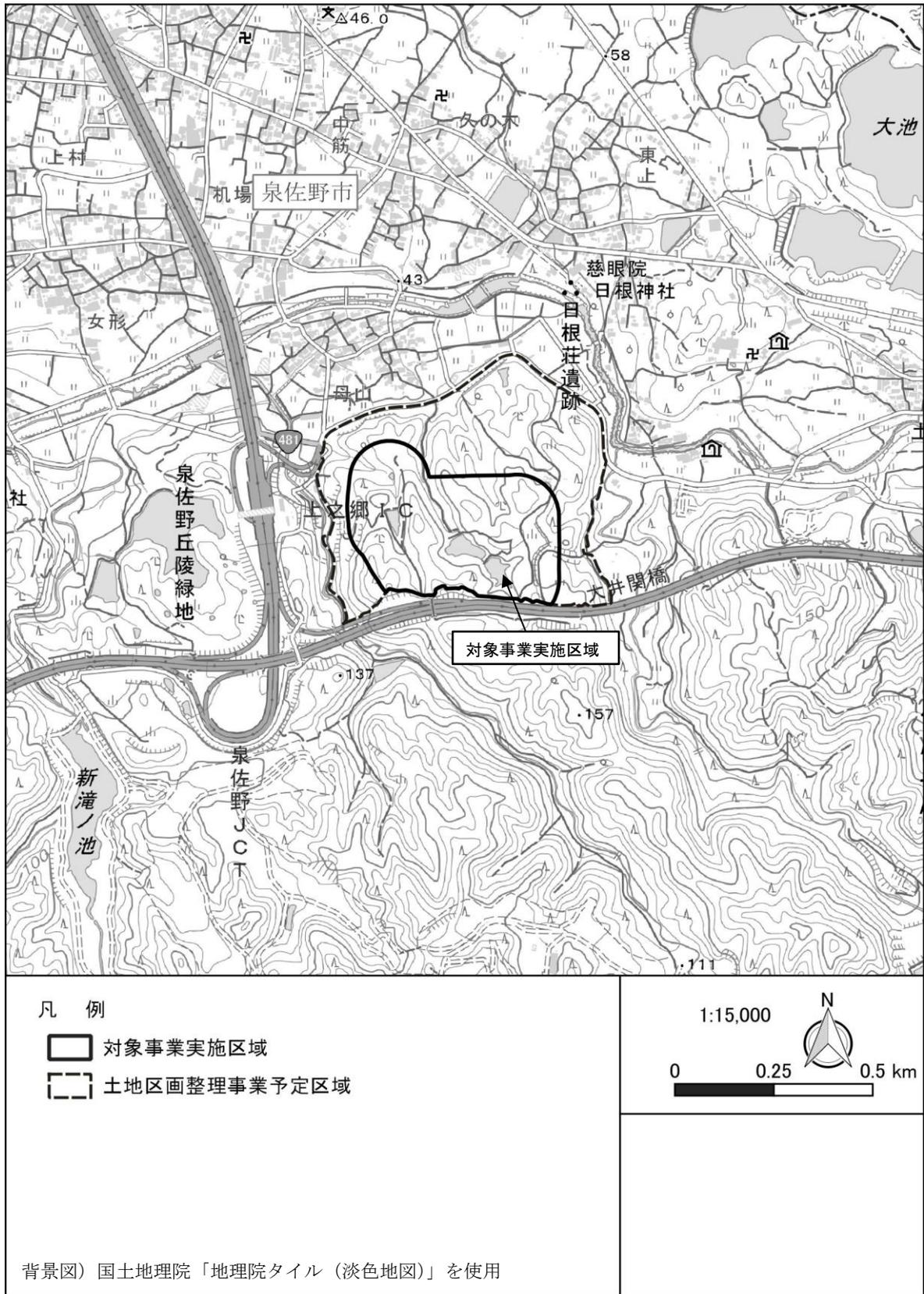
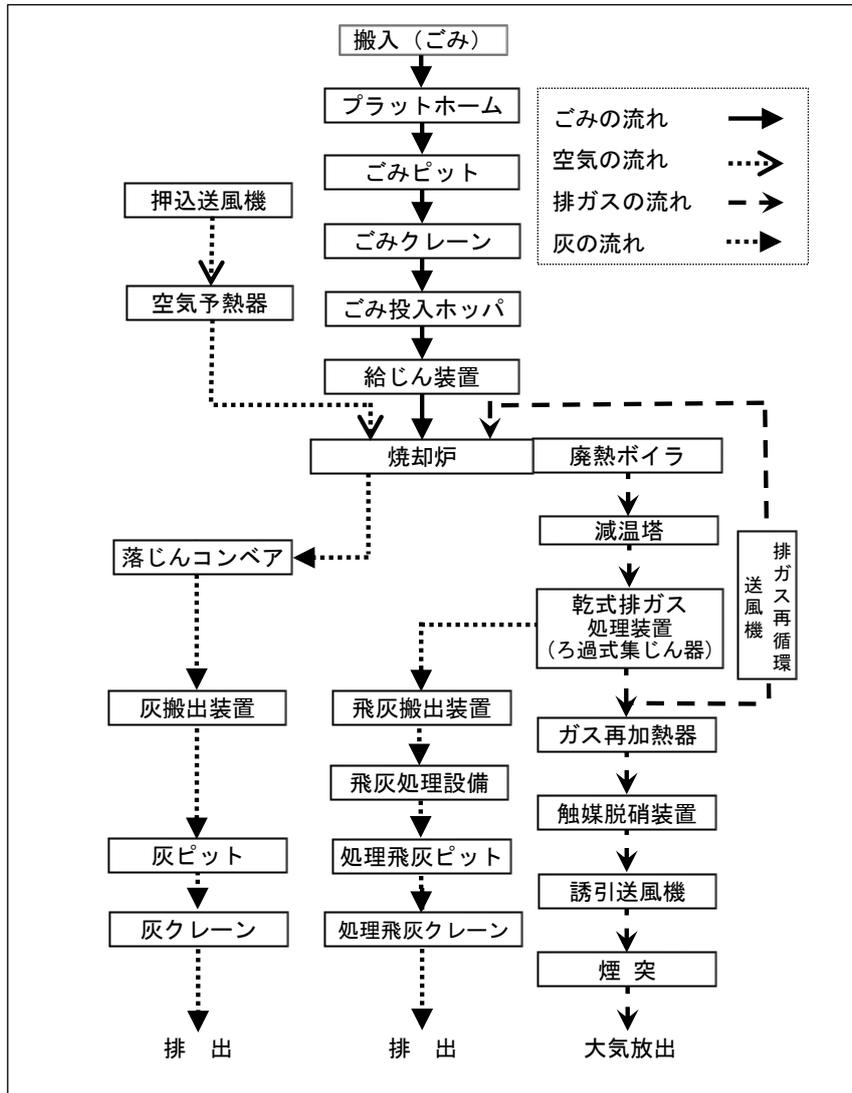


図 2.3.2(2) 対象事業実施区域の位置 (詳細図)

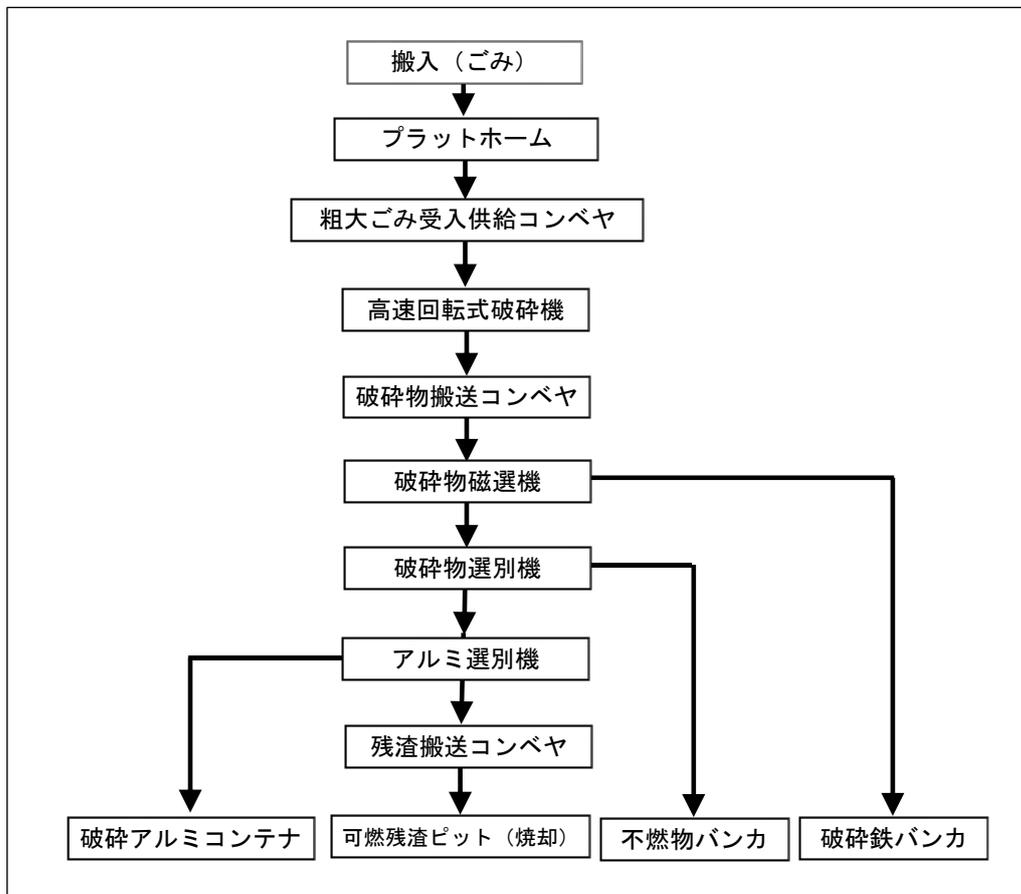
エネルギー回収推進施設の処理フローを図 2.3.3 に示す。



備考) 今後の施設基本設計により詳細を決定する予定である。

図 2.3.3 エネルギー回収推進施設における処理フロー (例示)

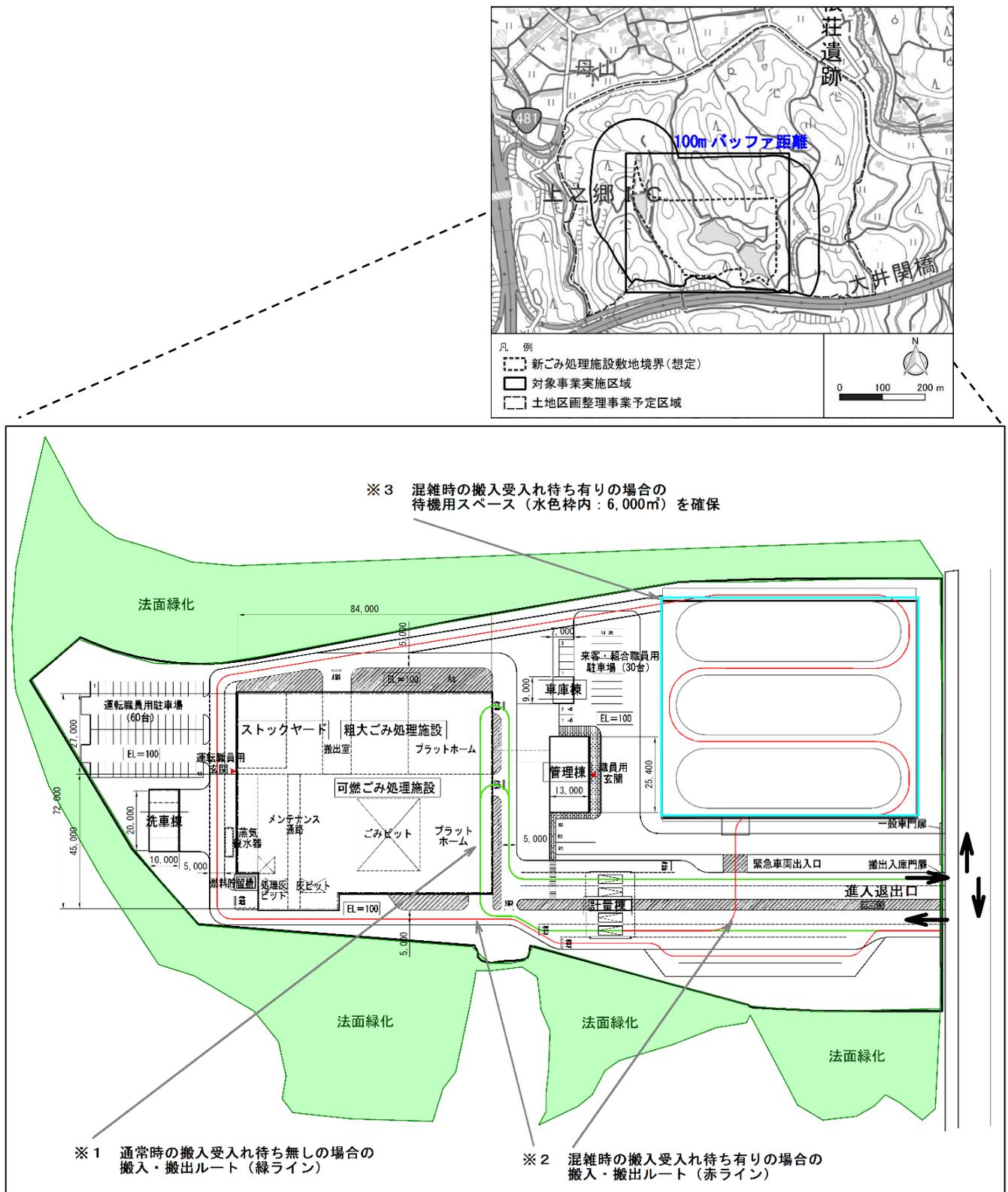
マテリアルリサイクル推進施設における処理フローを図 2.3.4 に示す。



備考) 今後の施設基本設計により詳細を決定する予定である。

図 2.3.4 マテリアルリサイクル推進施設における処理フロー (例示)

次に施設配置計画（案）を図 2.3.5に示す。



備考) 今後の施設基本設計により詳細を決定する予定である。

前出の表2.3.1の5.6haは図中の法面緑化部分を含む面積である。

出典: 「新ごみ処理施設整備事業に係る施設整備基本計画策定(2年目)業務報告書」(令和3年3月、泉佐野市田尻町清掃施設組合 株式会社建設技術研究所)

図 2.3.5 施設配置計画(案)

2.3.2 施設位置選定の経緯

現在稼働中のごみ処理施設は、泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所が昭和 61 年に、熊取町は平成 4 年に焼却施設が供用開始し、両施設ともに老朽化が進行していることから、早急な新ごみ処理施設の整備が必要となっている。両既存ごみ処理施設においては、今後の延命化を含めた稼働可能期間（各施設において令和 11 年度（2029 年度）時点で泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所においては稼働後 43 年、熊取町においては稼働後 37 年となる）を勘案して、新ごみ処理施設の供用開始を令和 12 年度（2030 年度）の目標とした。

また、新ごみ処理施設の建設予定地の選定に当たっては、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月に泉佐野市田尻町清掃施設組合で実施した「次期ごみ処理施設整備事業に伴う立地アセスメント」により、まず、ごみ搬出市町区域の中から①法規制により立地が不可能なエリア、②社会通念上、施設の立地に理解が得られないエリア、③地形・地理的条件から立地が好ましくないエリア、④生活環境保全上、立地が好ましくないエリアを非適地エリアとして選定し、その非適地エリアを除く範囲の地域から、①地理的条件（敷地面積、地形特性）、②土地利用の状況（住宅の密集地域でないこと）、③周辺環境（周辺に保全対象となる施設がないこと）、④周辺道路の状況を抽出条件として、10 ヶ所のごみ処理施設の建設候補地の 1 次選定を行った。

その後、1 次選定を行った建設候補地より 2 次選定として①地理的条件（敷地面積、地形特性）、②土地利用条件（現状における土地利用の状況）、③用役要件（用水利用）、④周辺環境（周辺民家の状況、公共施設等の状況、水道水源の分布）、⑤周辺道路（取付道路の施工性、取付道路の延長）、⑥その他（法規制の状況、土地取得の実現性）において条件調査を行い、実現性の高い 4 ヶ所を候補地として絞り込みを行った。

その 4 ヶ所の候補地において 2 次選定を行った項目に①活断層の状況、②概算工事費用、③収集運搬の効率、④拡張性（災害廃棄物の受入れ）を検討項目に加え、絞り込みを行った 4 ヶ所の候補地に対し優先順位を付け、表 2.3.2 に示す 3 次選定評価一覧のとおり「上之郷」が第 1 候補地となり、「りんくう往来北」が第 2 候補地となった。

その後、第 1 候補地である「上之郷」を含む旧泉佐野コスモポリス計画用地に泉佐野市による土地区画整理事業が実施されることとなり、土地区画整理事業において整備される事業予定地の中から、周辺環境及び概算工事費等を考慮し、住民の意見を反映した上で今回の事業予定地（泉佐野市内の「日根野地内及び上之郷地内」）が新たに選定されることとなった。

また、泉佐野市は、ごみ処理の広域化に向けて、同じようにごみ処理施設が老朽化している熊取町に対して、平成 26 年度より新ごみ処理施設への参画の打診を行ってきた結果、平成 30 年 2 月に、今後、ごみ処理施設の長寿命化・延命化を図りながら 1 町単独でごみ処理を行っていくよりも、ごみ処理の広域化により集約化を図ることで、財政的な負担の軽減の観点からもメリットがあることから、熊取町の新ごみ処理施設への参画が正式に表明されたことにより、3 市町による新ごみ処理施設の建設を本格的に推進することとなった。

その後、組合においては、施設の建設に当たり「周辺環境にやさしい施設」、「ごみのもつエネルギーを最大限活用する施設」及び「経済性に優れた施設」等を目標とし、平成 31 年 3 月に「新ごみ処理施設整備基本構想」の策定を行い、さらに令和 3 年 3 月には、施設の基本的な方針や内容をより具体的に取りまとめた「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定している。

今回の環境影響評価方法書の作成に当たっては、現在のところ土地区画整理事業地内での細かな区画割が行われていないため、事業予定地の周囲 100m をバッファとして環境影響評価を行う際の事業計画地の範囲として設定した。

なお、土地区画整理事業は、泉佐野市において新たな産業拠点を形成し、以って地域経済の活性化を図り、持続可能なまちづくりを進めることを目的として、令和 8 年度の使用収益開始を目指し実施する事業である。

表 2.3.2 三次選定評価一覧

位 置		りんくう往来北	上之郷・日根野	日根野	上之郷
施設諸元	処 理 方 式	ストーカ等			
	施設規模 ^{注2)}	焼却施設 235t/日・破碎施設 23t/5h			
地理条件	敷地面積	△	○	◎	◎
	地形特性	◎	◎	△	○
土地利用		○	○	◎	◎
用役条件	用 水 利 用	◎	○	△	○
周辺環境	周辺民家等	△	△	○	○
	公共施設等	△	◎	△	◎
	水道水源の分布	◎	◎	△	◎
周辺道路	取付道路の施工性、取付道路延長	△	○	△	◎
その他	その他の法規制	◎	△	○	△
	活断層等	◎	◎	◎	◎
	土地取得の実現性	○	△	◎	◎
	造成工事の施工性	◎	○	△	○
概算工事費		◎	○	○	○
収集運搬効率		○	◎	△	○
拡張性		△	△	△	◎
総合順位 ^{注1)}		2	3	4	1

注1) ◎3点、○2点、△1点として採点した結果から総合順位を定めた。

注2) 施設諸元の施設規模は、建設予定地の検討時点での計画規模である。

2.3.3 事業計画

(1) 施設整備に係る基本方針

新ごみ処理施設は、周辺環境への配慮を最も重視し、さらに安全・安定的な処理の確保、エネルギーの最大活用、循環型社会への寄与などを考慮し、「新ごみ処理施設整備基本計画」(令和3年3月、泉佐野市田尻町清掃施設組合)に示す以下の基本方針に基づいて整備する。

方針Ⅰ 周辺環境にやさしい施設

周辺への環境負荷を最大限低減するとともに、省エネルギーでごみ処理を行うことができる施設とする。また、公害の発生を防止するとともに、適正な運転を行っていることを明らかとするため、運転状況等を公開することとする。

方針Ⅱ 関連市町のごみを安全・安定的に処理できる施設

ごみ処理を安全に、安定的に継続して処理できる信頼性の高い施設とする。また、りんくうタウンや観光業からの事業系ごみについては、削減努力を行っていくが、増加する懸念もあり、これについても安定的に処理が可能な施設とする。

方針Ⅲ ごみのもつエネルギーを最大限活用する施設

ごみ処理に伴って発生するエネルギーを積極的に回収し、発電等による有効利用を図る。また、発電を行い、場内利用することで化石燃料の使用を抑制し、温室効果ガスの排出抑制に配慮する施設とするとともに、自立型の地域のエネルギー拠点となりうる施設とする。

方針Ⅳ 循環型社会に寄与する施設

循環型社会をリードする地域の拠点とし、ごみ処理過程で発生する素材等を資源化、再利用できる、循環資源の有効利用に寄与する施設とする。

また、将来の循環型社会形成に向けた環境学習を推進するとともに、ごみ処理に関する情報発信を行うことで、住民の意識向上に資する施設とする。

方針Ⅴ 災害に強い施設

これまでの大災害の教訓を踏まえ、地震等の対策を行い、避難所として活用する。

方針Ⅵ 経済性に優れた施設

将来的にごみ処理コストを抑制していくことが重要であり、建設時のイニシャルコストに加え、維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減に配慮した施設とする。

(2) 事業（施設）の規模

エネルギー回収推進施設の規模等の概要は、表 2.3.3(1)に示すとおりであり、処理方式・炉数については、令和元（2019）年度の「新ごみ処理施設の処理方式検討委員会」における検討結果及びそれを受けた提言書において、稼働実績が多くより安定性の高い処理方式であるストーカ式焼却炉を選定している。なお、処理方式の検討における施設規模は、既存施設である泉佐野市田尻町清掃施設組合及び熊取町環境センターにおける可燃ごみ量及び災害廃棄物に関わる施設規模、さらに泉佐野市におけるインバウンド需要を見込んだ今後の宿泊施設整備により発生する事業系可燃ごみの増加見込みを考慮し、240t/日（120t/日×2炉）を想定している。

マテリアルリサイクル推進施設の規模は、表 2.3.3(2)に示すとおり計画年間処理量、実稼働率、計画月最大変動係数を考慮し、30t/日を想定している。

表 2.3.3 (1) 施設等の概要

項目	内容
種類	エネルギー回収推進施設
処理方式	ストーカ式焼却炉
施設規模（処理能力）	240t/日（120t/日×2炉）
エネルギー回収率（目標）	21%以上
計画地盤高	約 101m
煙突高さ	GL+59m
処理対象物	可燃ごみ（一般廃棄物、災害廃棄物）
稼働日数・時間	280日・24時間
煙突吐出速度（想定値） ^{注)}	22m/s

注) 煙突吐出速度は、施設規模が同程度の一般廃棄物焼却施設（ストーカ式）の事例を参考に想定した。

表 2.3.3 (2) 施設等の概要

項目	内容
種類	マテリアルリサイクル推進施設
施設規模（処理能力）	30t/日

(3) 関係車両の主要運搬ルート計画

1) 新ごみ処理施設整備時における将来の運搬ルート

新ごみ処理施設についての運行ルート図を図 2.3.6 に示す。

将来の運搬ルートは、泉佐野方面、田尻町方面、熊取町方面からそれぞれ集約し、空港連絡道路沿いの国道 481 号を主ルートに上之郷 I C 北側付近の進入道路を経て対象事業実施区域にアクセスするルートを使用する計画である。

2) 将来の収集・運搬台数の推計

将来の新ごみ処理施設へのごみ収集・持込車両の運搬台数については、既往の 2 ケ所のごみ処理施設での搬入台数（泉佐野市田尻町清掃施設組合：約 420 台/日、熊取町：約 290 台/日、いずれも既往実績による年間日最大運搬台数による）をもとに現状の 1 台当りのごみ積載重量を一定として、現況に対する将来のごみ量の変化、及び計画搬入日数を勘案して推計した。

推計の結果、現況のごみ量に比べて将来ごみ量の増加は予測されていないことから日最大運搬台数は現況よりやや減少し、約 710 台/日になると推計された。

なお、土地区画整理事業による造成地を利用する車両のうち、対象事業以外の関係車両は、約 610 台/日の通行台数が想定されている。これらは、国道 481 号を経由する通行ルートを使用する予定である。

(4) 工事計画

工事工程及び施設稼働予定を表 2.3.4 に示す。工事工程については、1 年目の造成工事で半年程度、プラント工事（土木建築工事及びプラント本体工事を含む）で 3.5 年程度であり、工事着手から完成までの全体工事期間は約 4 年間で予定している。工事用車両の走行ルートを図 2.3.7 に示す。

表 2.3.4 工事工程及び施設稼働予定

工事等/時期	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目以降
造成工事	■				
プラント工事	■	■	■	■	
施設稼働					→ ...

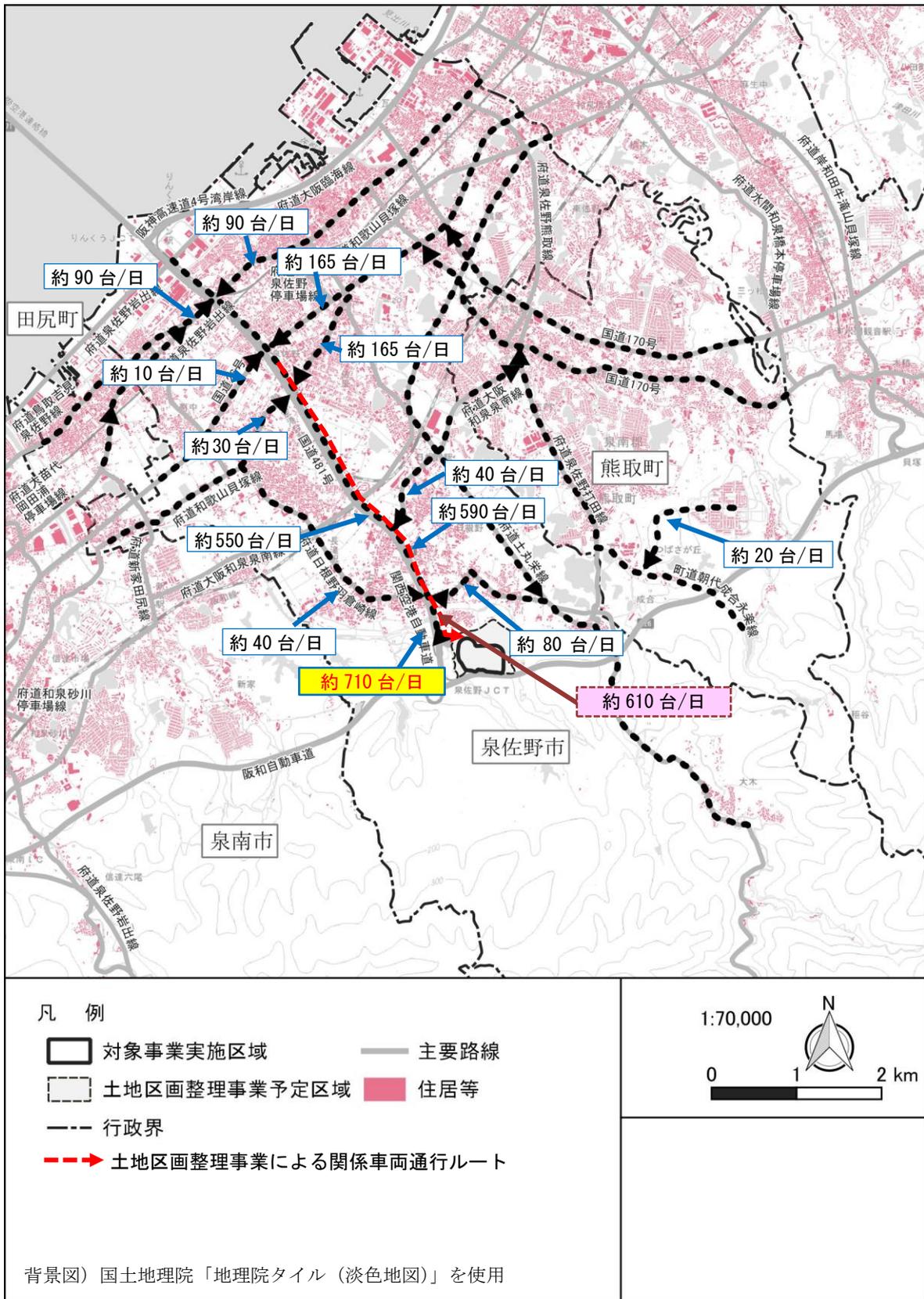


図 2.3.6 新ごみ処理施設の収集車の運行ルート及び土地区画整理事業関係車両の通行ルート

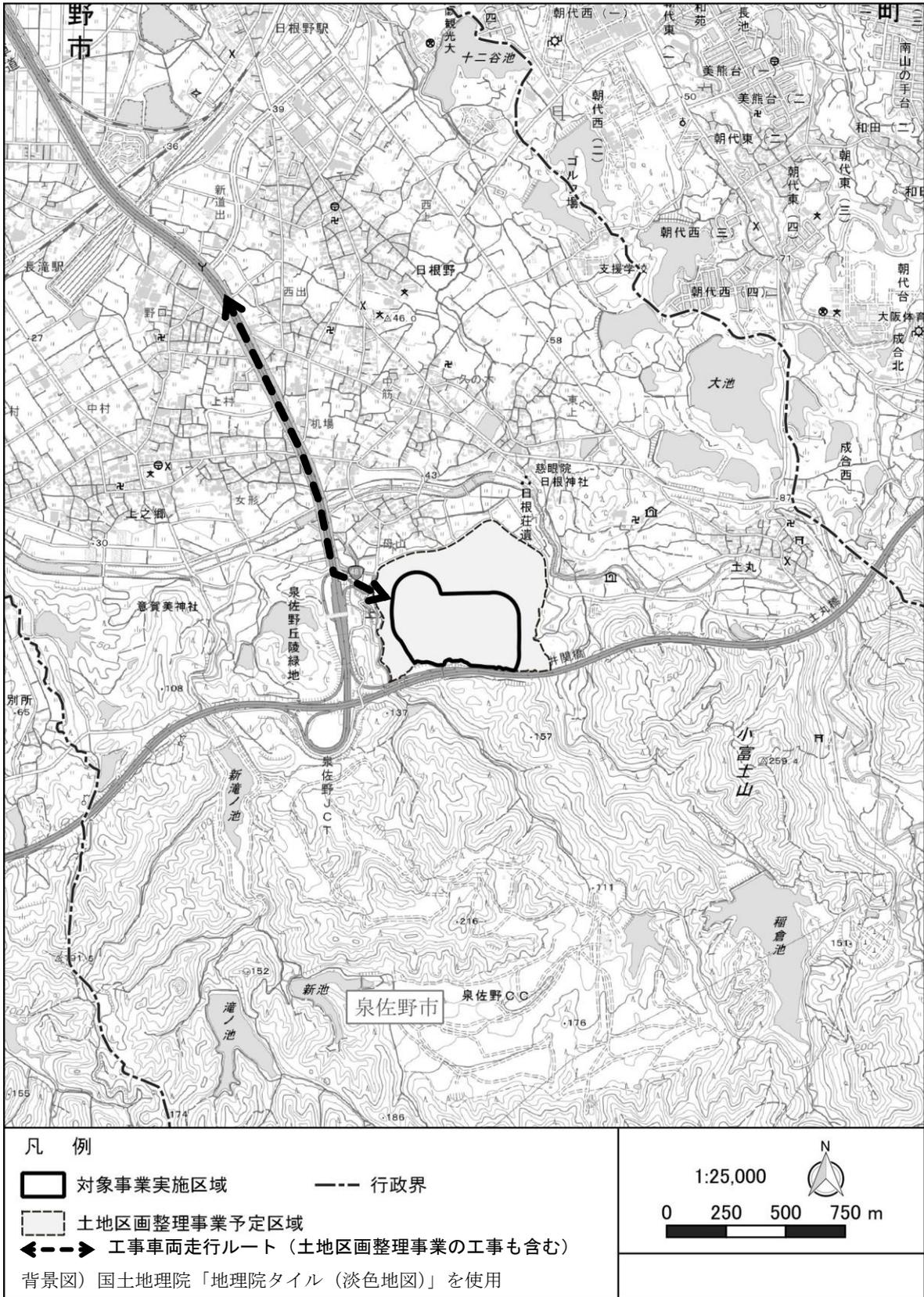


図 2.3.7 工事用車両の走行ルート

(5) その他（防災対策等）

1) 施設構造

エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設は「(1) 施設整備に係る基本方針」に示す「災害に強い施設」を目指し、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」等に基づき、地震や津波発生時に倒壊、部分倒壊などの大きな損傷が発生せず、大規模な補修をせずに建築物を使用できるよう、人命の安全確保に加えて十分な機能保全が図られる耐震性能に余裕を持たせた施設とする。

2) 施設稼働

通常時の施設稼働においては、エネルギー回収推進施設とマテリアルリサイクル推進施設のそれぞれで以下の対応メニューを基本として計画する。

【エネルギー回収推進施設】

- ごみピット内での防火対策としてのピット火災検知装置や放水銃等の防火設備の設置
- 建屋内延焼防止のための防火区画の設定と防火シャッターの設置
- 非常用発電機等による自立起動システムの構築 等

【マテリアルリサイクル推進施設】

- 危険物（スプレー缶、ライター、電池・バッテリー等）の処理ごみ中への混在による処理・保管過程での爆発や火災の発生を防止するための以下の設備等を設置
 - ・ 破碎処理前の目視による除去回収
 - ・ 水蒸気や不活性ガスを用いた防爆装置の設置
 - ・ 処理工程中への火災検知器の設置 等

また、大規模災害発生時に備えて、特にエネルギー回収推進施設においては、安定的なごみ処理ができるように、「泉佐野市災害廃棄物処理計画 令和3年3月 泉佐野市」、「田尻町災害廃棄物処理計画 令和3年3月 田尻町」、「熊取町災害廃棄物処理計画 令和3年4月 熊取町」と整合を図りながら、以下の対応メニューを基本として計画する。

- 建築構造物の震災対策等
- プラント設備の安全停止（震度5強以上の揺れを感知した場合に焼却炉、ボイラー、タービン発電設備等を自動停止する二次対策防止の緊急停止システム）
- 継続運転可能なシステムの構築（自立起動や十分な用役（燃料・薬剤等）確保）
- 余裕ある焼却能力やごみピット容量の確保（災害廃棄物考慮、7日分以上確保）
- 敷地内への災害廃棄物仮置場スペースの確保 等
- 地域防災拠点としての機能の具備（災害時のエネルギー供給拠点を含む）

2.4 土地区画整理事業

泉佐野市が実施する土地区画整理事業は、泉佐野市の新たな産業拠点を形成し、以って地域経済の活性化を図り、持続可能なまちづくりを進めることを目的として、令和8年度の使用収益開始を目指し実施する事業である。

事業用地は、以前に大阪府において産業集積化が計画された旧コスモポリス用地の未整備部分36.5haを予定しているが、これは、泉佐野市において現在インバウンドを中心に観光産業を主要とした地域振興施策を進めているなか、関西国際空港に直結している二次交通網が整備されるなど立地の優位性が注目され、近年、産業用としての需要が高まってきていることによる。

また、事業を実施するにあたり、土地区画整理事業は、環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例における環境影響評価の対象事業とはならないが、事業予定地の中には、森林等が存在していることから、後に実施される新ごみ処理施設における環境影響評価と連携をとりながら、泉佐野市において独自の環境調査を実施し、その結果に基づき可能な範囲において環境配慮を行っていくこととしている。

2.5 環境保全対策の実施方針

本事業の工事中及び供用時については、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。本施設計画は方法書作成段階のものであり、今後更に検討を進め適宜見直しを行う。

なお、先行事業として実施される土地区画整理事業における車両台数や運行ルートなど調査に必要な内容を可能な限り共有し、今後、本事業で実施する陸域生態系などの調査結果を土地区画整理事業者と共有する等の連携を図りながら検討を進める。

2.5.1 工事中

(1) 大気汚染対策

- 1) 工事中の負荷が集中しないよう工事工程や使用する建設機械の台数等について調整を図る。
- 2) 建設機械等の稼働
 - ア 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。
 - イ 建設機械等の点検・整備を十分に行う。
 - ウ 粉じん飛散防止のため、工事区域での散水を行う。
 - エ 待機中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。
- 3) 工事用車両の走行
 - ア 適正走行を徹底し、大気質の負荷を可能な限り軽減するよう努める。
 - イ 退場時にタイヤ洗浄を行い、対象事業実施区域周辺道路における粉じんの飛散防止に努める。
 - ウ 工事工程の調整により、工事用車両台数の平準化に努める。
 - エ 公道走行時は法定速度を遵守し、工事用道路では徐行する。
 - オ 工事用資材等の搬出入量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行計画により、車両数を削減するよう努める。
 - カ 走行ルートは、幹線道路を使用し、生活道路の通行を最小限とする。
 - キ 走行ルートの選定や走行時間帯の設定は、周辺道路の利用状況、住居の立地状況等に十分配慮して行う。
 - ク 駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。

(2) 排水対策

- 1) 対象事業実施区域の建設工事中に発生する濁水対策としては、事業実施区域周辺の降雨強度をもとに整備する事業地沈砂池に一旦集水し、排水に含まれる土砂の沈砂を行った後、対象事業地まで整備予定の公共下水道に放流する。なお、公共下水道（雨水幹線）は10年に1度の大雨規模に耐えるよう設計・整備されるため、大雨時も安全に排水することが可能である。
- 2) 建設工事中に掘削したままの表土を長時間露出しないように工事区域を区切って施工し、法面にはシートあるいは法覆工で早期に養生を行い、土砂の流出を防止する。

- 3) 建設工事事務所から発生する生活排水及びし尿については公共下水道（南大阪湾岸流域下水道 中部水みらいセンター）に放流する。

(3) 騒音・振動対策

- 1) 工事中の負荷が集中しないよう工事工程や使用する建設機械の台数等について調整を図る。
- 2) 建設作業に伴う建設作業騒音・振動
 - ア 低騒音・低振動型建設機械の使用に努める。
 - イ 建設作業時の騒音・振動の程度により、必要に応じて、防音フェンス等を設置する。
 - ウ 待機中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。
- 3) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動
 - ア 工事工程の調整により、工事用車両台数の平準化に努める。
 - イ 公道走行時は法定速度を遵守し、工事用道路では徐行する。
 - ウ 工事用資材等の搬出入量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行計画により、車両数を削減するよう努める。
 - エ 走行ルートは幹線道路を使用し、地域住民の生活道路の通行を最小限とする。
 - オ 走行時間帯の設定は、周辺道路の利用状況、住居の立地状況等に十分配慮して行う。
 - カ 駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。
- 4) 工事関係者の通勤車両の走行に伴う道路交通騒音・振動
 - ア 適正走行を徹底し、騒音・振動の影響を可能な限り軽減するよう努める。
 - イ 駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。

(4) 廃棄物・発生土対策

- 1) 建設工事で発生する建設系廃棄物については、工法及び資材の選定及び再生資源を用いた建設資材の検討も行い、発生抑制に努める。
- 2) 施工段階においては資材の再利用に努めるとともに、最終的に発生する廃棄物については適正に処理・処分を行う。
- 3) 建設工事事務所等から発生する生活系廃棄物についても減量化に努める。
- 4) 発生土は対象事業実施区域内の盛土や埋戻し土として、極力場内での再利用に努め、場外搬出は行わない計画とする。
- 5) 土壤汚染対策法に基づき、土地の形質の変更に係る届出を提出する。なお、過去の地図や航空写真から土壤汚染の発生源となる施設の立地は確認されないが、仮に事業中に土壤汚染の可能性が確認された場合には、土壤汚染対策法や大阪府 生活環境の保全等に関する条例等に基づき適切に対応する。

(5) 自然環境への配慮

- 1) 施設配置の検討に当たっては、生物多様性と生態系への影響の回避又は低減に努め、工事中はコアジサシの繁殖などに留意し環境保全に努める。
- 2) 土地区画整理事業後の造成地での事業となるため、本事業の実施により良好な緑地、水辺等が減少することは想定されないが、施設整備にあたっては可能な限り周辺環境に配慮した緑地の確保に努める。
- 3) 工事中の粉じん、騒音、振動、濁水等については、低公害型建設機械の採用、工事中の散水、工事車両の適正な走行、沈砂池等の濁水処理施設の設置等により自然環境への影響の低減に努める。

(6) 地球環境対策

- 1) 温室効果ガス等の排出量を削減するため、省エネルギー型の建設機械等の導入に努める。
- 2) 資機材の適正配置を行うことで、現場内運搬用の建設機械の省略及び使用量の削減を図り、CO₂排出量の削減に努める。

2.5.2 供用時

(1) 大気汚染対策

1) 煙突排出ガス

ア 焼却対象ごみの分別指導や焼却不適物混入防止の徹底、及び燃焼工程での燃焼状態の適正管理により、各種大気汚染物質の発生抑制に努める。

イ 各種の大気汚染物質について、以下の排ガス処理設備を導入するとともに、適切な運転維持管理（焼却設備の定期点検や定期補修等及び排出ガス分析計での日常的な排ガス排出濃度のモニタリング等）を行い、大気汚染物質の排出負荷を低減する。

・ばいじん

運転自動制御による安定した連続運転を維持するとともに、捕集効率の高いろ過式集じん器（バグフィルタ）を採用し、高効率でばいじんを捕集・除去する。

・硫黄酸化物（SO_x）及び塩化水素（HCl）

除去率の高い乾式法（ろ過式集じん器前の排ガス経路において、アルカリ粉体の吹込みにより生成する反応生成物を乾燥状態で回収する方法）により、高効率で硫黄酸化物や塩化水素を捕集・除去する。

・窒素酸化物（NO_x）

窒素酸化物の除去性能のみならずダイオキシン類の分解性能も高いとされる乾式法のうち、触媒脱硝法を基本として、窒素酸化物を分解・除去する。

・ダイオキシン類

上記（ア）の焼却処理前の対策及び燃焼管理により発生を抑制しつつ、ばいじんと同様に捕集効率の高いろ過式集じん器（バグフィルタ）の採用のほか、活性炭吸着の追加導入も検討し、高効率でダイオキシン類を捕集・除去する。

- ・水銀

焼却ごみ由来で揮発、ガス化するが、塩化水素との結合やダイオキシン類との共存が知られることから、上記に示す乾式法やろ過式集じん器（バグフィルタ）の採用のほか、活性炭吸着等の追加導入も検討し、高効率で水銀を捕集・除去する。

- ・その他の有害物質（大阪府環境保全条例による）

現在、設備構造基準対象である有害物質（クロロベンゼン、ベンゼン、ニッケル化合物、六価クロム化合物、エチレンオキシド）については、燃焼式処理装置のほか、ろ過式集じん機等の汚染防止措置を講じる。

2) ごみ収集車等の走行に伴う排出ガス

- ア 本施設周辺道路の現状交通量を勘案し、極力交通量のピーク時を分けるように走行台数を調整して平準化に努める。
- イ 走行ルート、走行時間帯等について、できるだけ走行台数の集中を回避するよう努める。
- ウ 収集方法及び積載の効率化（効率的な収集運搬ルートの設定、委託・許可車両の大型化の促進等）により、走行台数の削減に努める。
- エ 施設関係者車両については、低公害車等の積極的導入を図り、排出ガスの負荷を低減する。
- オ 事業関連車両の適正走行の徹底及び駐車中の不要なアイドリングの防止を図る。
- カ 焼却灰等の搬出車両については、搬出量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに、適正な走行管理に努める。

(2) 排水対策

- 1) プラント排水は排水処理後、場内で再利用した上で、最小限の余剰水を下水道放流する。
- 2) 生活排水は施設内の水処理設備で処理した後、洗車排水、計量機排水、プラットホーム洗浄水とともに排水処理を経て、場内で再利用することで、下水道への放流量を抑制する。
- 3) 施設場内に降った雨の一部を回収・貯留し、敷地内の緑地への散水、廃棄物収集運搬車両や場内設備等の洗浄水に使用する。
- 4) 敷地内の雨水排水は、再利用水を除き、公共下水道への放流を予定している。公共下水道（雨水幹線）は、10年に1度の大雨に耐えるよう設計・整備されるため、大雨時も安全に排水することが可能である。
- 5) 場内舗装は透水性舗装の使用について検討するとともに、無舗装の外構植生部については地下浸透による地下水涵養能力の保全に努める。

(3) 騒音・振動対策

1) 工場騒音

- ア 基本的にごみ処理施設における機器等については、建物内に納めるよう努力し、また、大きな騒音を発生する機器（送風機・ファン類、蒸気タービン発電機及び各種破砕機等）についても、吸音材や防音扉等の防音措置を施した専用室内に配置するよう努力し、騒音対策を講じる。
- イ 屋外に設置する必要がある機器（蒸気タービン復水器等）については、できる限り低騒音型を採用し、機器置場周囲を防音効果の高い遮音壁や吸音ユニットで覆うなどの対策を講じる。
- ウ 各種送風機・ポンプ類及び蒸気タービン発電機等の振動を発生する機器については、独立基礎の採用や防振ゴムの設置などの対策を講じる。

2) ごみ収集車等の走行に伴う道路交通騒音及び振動

- ア 本施設周辺道路の現状交通量を勘案し、極力交通量のピーク時を分けるように走行台数を調整して平準化に努める。
- イ 走行ルート、走行時間帯、適正走行等の運行管理を徹底し、騒音等の負荷を可能な限り軽減する。
- ウ 収集方法及び積載の効率化（効率的な収集運搬ルートの設定の促進等）により、走行台数の削減を図る。
- エ 焼却灰等の搬出車両については、搬出量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに、適正な走行管理に努める。

(4) 低周波音対策

低周波音が発生する可能性のある蒸気タービン復水器用ファン等の機器は、低騒音型を採用し、機器置場周囲を防音効果の高い遮音壁や吸音ユニットで覆うなどの対策を講じる。

(5) 悪臭対策

- 1) ごみ処理施設については、臭気の原因となるごみピットを投入扉でプラットホームと遮断し可能な限り密閉化する。また、ごみ収集車の出入りするプラットホームの出入口は、施設外部への臭気漏洩を防止するようエアカーテンや自動開閉扉の設置等の対策を講じる。
- 2) ごみピット内の空気は燃焼用空気等として吸引することで常に負圧に保ち、施設外部への臭気漏出を防止する。
- 3) 焼却炉稼働時には、ごみピット内の空気を燃焼用空気として燃焼炉内に吹き込み、850℃以上の高温で臭気を完全に熱分解する。
- 4) 1 炉運転時や定期点検等による全 2 炉停止時などの燃焼用空気吹込み量が低下・停止する場合には、ごみピット内臭気を活性炭方式等の脱臭装置による吸引・脱臭を行い、常時負圧を確保することで、確実に臭気漏洩を防止する。

(6) 陸域生態系

- 1) 現地調査の結果をもとに、専門家等の意見を踏まえ、適切な対策を実施する。
- 2) 供用時は、排ガス処理設備の導入、ごみ収集車等の適正な走行により生物多様性と生態系への影響の回避又は低減に努める。

(7) 景観対策

- 1) 建屋や煙突（外筒）の建築意匠について、色彩的には周囲の山林と調和する彩色やデザインとなるよう配慮する。
- 2) 建屋や煙突部については、直接見えにくくする配慮をするとともに圧迫感の緩和に努める。
- 3) 緑化計画について、造成計画の段階から法面の緑化を行い、平場には在来種を主体とした植栽による緩衝緑地帯を設け、かつ亜高木等植栽により建物を極力周辺から遮蔽できるよう、建物と自然が調和するような景観配慮に努める。

(8) 廃棄物対策

- 1) ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことにより、ごみの減量化を図り、エネルギー回収推進施設から発生する焼却灰・飛灰やマテリアルリサイクル推進施設から発生する不燃残さを抑制し、最終処分場への搬入量の低減に努める。
- 2) ごみ処理施設内で発生する事業所ごみにおいても、ごみの減量や分別排出に努める。
- 3) 3市町のプラスチックごみゼロ宣言による取り組みを推進してプラスチックごみの発生抑制により焼却ごみ量の低減に努める。

(9) 地球環境対策

- 1) ごみ焼却に伴う熱を回収して発電を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制に努める。
- 2) 施設の機器導入に当たっては、可能な限り省エネルギー型とし、また照明器具についてはLEDの導入により二酸化炭素排出の抑制に努める。
- 3) コージェネレーションシステム、余熱利用設備（新ごみ処理施設内・外）などの導入を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努める。
- 4) ごみ処理施設等の屋上には太陽光パネルを設置するなど、施設内で使用するなどの省エネルギー化に努める。
- 5) 省エネルギーに配慮した効率的な施設運営を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制に努める。
- 6) エネルギー回収推進施設に伴う排ガス中から二酸化炭素のみを分離して回収する設備（CCUS技術）等の環境に配慮した先駆的な設備の導入について検討する。

3. 環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域は事業規模、内容等を勘案し、環境に影響が及ぶと想定される泉佐野市、田尻町、熊取町及び泉南市とした。

なお、これらの市町を調査地域とした理由は以下のとおりである。

本ごみ処理施設を構成する市町は、泉佐野市、田尻町及び熊取町となることから、これらの社会的状況に関わる統計情報やごみ収集車両が運行に係る交通網の概況は把握しておく必要がある。

また、特に広域的な影響を把握する必要がある景観については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年、建設省都市局都市計画課監修、面整備事業環境影響評価研究会編著)において「影響を受けるおそれがあると認められる地域」が 3km 範囲程度とされていることから、対象事業実施区域から約 3km 範囲を環境影響評価を実施する地域とした。

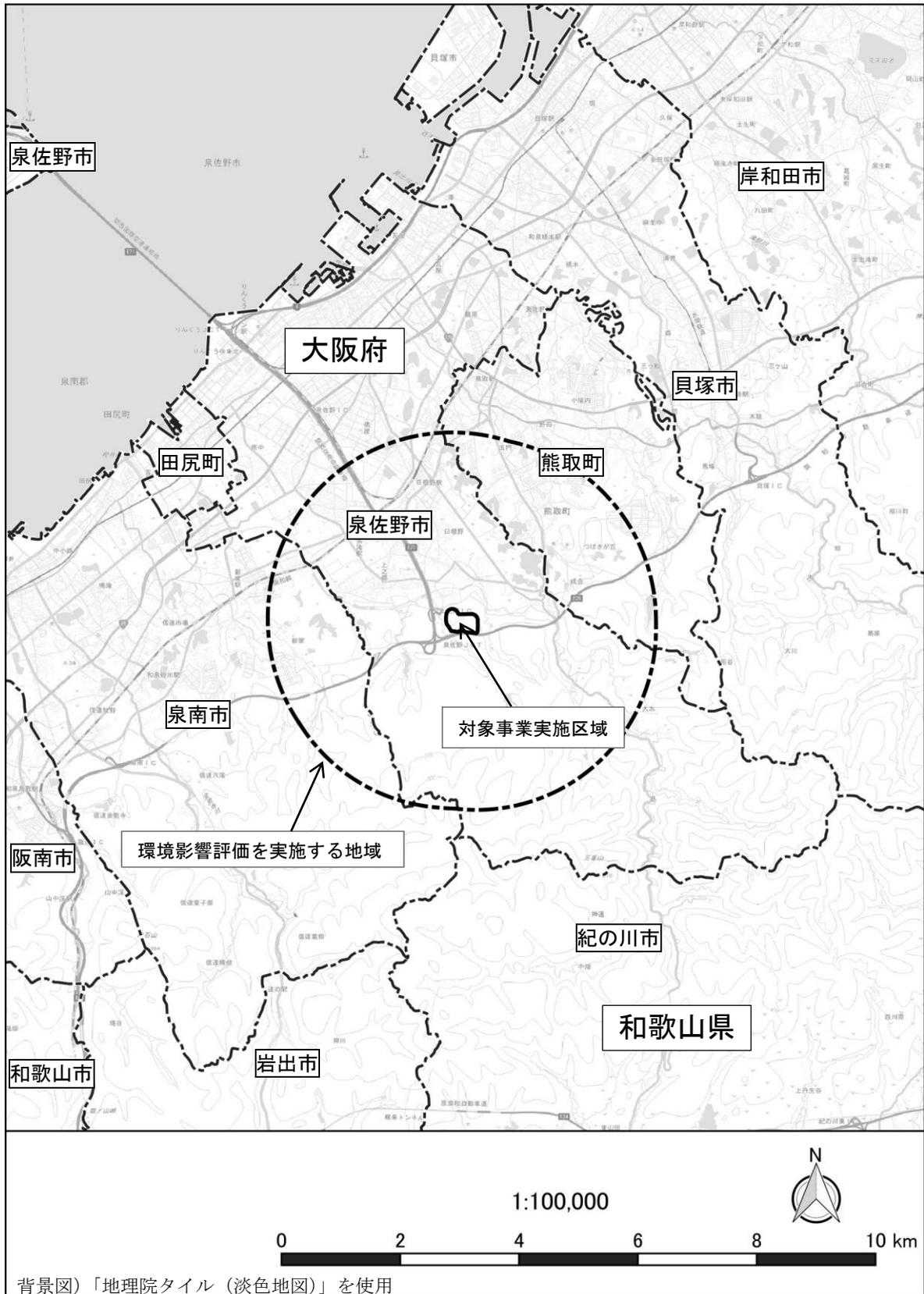


図 3.1.1 環境影響評価を実施する地域

4. 地域の概況

対象事業実施区域及びその周辺地域（以下「対象事業実施区域周辺」という。）の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。社会的状況に係る地域の概況の調査対象は、本ごみ処理施設を構成する泉佐野市、田尻町及び熊取町と環境影響が及ぶ可能性がある泉南市を加えた4市町（以下、「対象市町」という。）とした。

4.1 社会的状況

項目	概要
人口	<ul style="list-style-type: none"> 泉佐野市、熊取町、泉南市の人口はわずかに減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。田尻町は人口、世帯数ともに年によって増減が見られる。
産業	<ul style="list-style-type: none"> 事業所数は、泉佐野市約4,700、田尻町約400、熊取町約1,200、泉南市が約2,100であり、従業者数は泉佐野市約53,100人、田尻町約6,400人、熊取町約9,900人、泉南市約23,100人となっている。 産業別では第三次産業の占める割合が多く、第三次産業の事業所の割合は泉佐野市、田尻町、泉南市で80%を超え、熊取町でも約79%となっている。また第三次産業の従業者の割合は、泉佐野市約82%、田尻町約93%、熊取町約83%、泉南市約74%である。 【農業】 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年における対象市町の農家数、経営耕地面積は、平成22年に比べ、熊取町の農家数と経営耕地面積がわずかに増加している以外はいずれの市町も各項目で減少している。 販売農家における農家の世帯員数の推移は、平成27年は平成22年に比べ、いずれの市町も減少している。 平成27年における販売農家数合計は、泉佐野市501戸、田尻町27戸、熊取町122戸、泉南市297戸であり、そのうち田尻町以外では第2種兼業農家が最も多く、泉佐野市で49.9%、熊取町で61.5%、泉南市で45.5%を占めている。 対象市町の耕地面積は泉佐野市32,831a、田尻町1,561a、熊取町で6,905a、泉南市で17,763aである。いずれの市町も耕地の大部分は田であり、泉佐野市で93.3%、田尻町で94.6%、熊取町で92.3%、泉南市で78.4%を占めている。 【林業】 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年における対象市町の林家数、保有山林面積は平成27年に比べ、熊取町の農家林家保有山林面積を除くと、いずれの市町も各項目で減少している。 【漁業】 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年における対象市町の海面漁業の漁業経営体数、就業人口は平成25年に比べ、泉南市の岡田浦漁業地区及び樽井漁業地区の就業者を除くと、いずれの市町も各項目で減少している。 【工業】 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年における事業所数は、泉佐野市179、田尻町7、熊取町33、泉南市100であり、従業者数は泉佐野市6,708人、田尻町281人、熊取町1,189人、泉南市4,010人となっている。 【商業】 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年における卸売業と小売業の事業所数は、泉佐野市1,039、田尻町91、熊取町215、泉南市451であり、従業者数は泉佐野市9,107人、田尻町1,094人、熊取町1,397人、泉南市3,679人、年間商品販売額は泉佐野市319,357百万円、田尻町36,050百万円、熊取町26,328百万円、泉南市85,398百万円となっている。
交通	<ul style="list-style-type: none"> 【道路】 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の主要道路は、阪和自動車道、関西空港自動車道、一般国道170号、主要地方道泉佐野打田線等がある。

項目	概要
交通	<p>【鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の鉄道網は、西日本旅客鉄道の阪和線、南海電気鉄道の南海本線及び南海空港線がある。 対象事業実施区域周辺の駅は、阪和線の熊取駅、日根野駅及び長滝駅、南海本線の泉佐野駅、羽倉崎駅及び吉見ノ里駅等がある。
土地利用	<p>【土地利用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象市町の民有地における土地利用総面積は泉佐野市 27,780 千 m²、田尻町 4,557 千 m²、熊取町 8,157 千 m²、泉南市 18,824 千 m² であり、宅地の占める割合は泉佐野市 40.3%、田尻町 23.1%、熊取町 49.2%、泉南市 39.9% である。 都市計画法に基づく用途地域の状況は泉佐野市と田尻町では工業系が最も多く、熊取町と泉南市では住居系が最も多くなっている。 対象事業実施区域は現在、市街化調整区域であるため、用途地域の指定は行われていない。 <p>【文教、医療、福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺における文教施設は 8 施設、医療施設は 14 施設、福祉施設は 13 施設である。
水利用	<p>【上水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道の普及率は、泉佐野市、熊取町で 100%、田尻町、泉南市で 99% 以上となっている。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道の整備状況を示す人口普及率（整備人口の行政人口に対する比率）は、泉佐野市 40.8%、田尻町 97.4%、熊取町 81.6%、泉南市 57.9% となっている。 <p>【地下水利用の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象市町には地下水採取規制地域の指定はない。
廃棄物	<p>【一般廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度のごみ総排出量は泉佐野市約 4 万 9,500 トン、田尻町約 3,000 トン、熊取町約 1 万 3,300 トン、泉南市約 2 万 3,100 トンであり、ごみ処理量は泉佐野市約 4 万 8,900 トン、田尻町約 3,000 トン、熊取町約 1 万 2,800 トン、泉南市約 2 万 2,400 トンである。 <p>【産業廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に大阪府内から排出された産業廃棄物は 1,357 万トンとなっている。また再生利用量は 440 万トンであり、最終処分量は 40 万トンとなっている。 令和元年度に大阪府内の建設業からの産業廃棄物の排出量は 366 万トン、再生利用量は 334 万トン、最終処分量は 16 万トンとなっている。
関係法令・条例等	<p>【大気汚染】</p> <p>○環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質（PM2.5）の 10 項目について設定されている。 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準が定められている。

項目	概要
関係法令・ 条例等	<p>【大気汚染】</p> <p>○ばい煙発生施設に対する排出規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物は「大気汚染防止法」による排出基準（K 値規制）が定められており、対象市町では特別排出基準（K 値：1.75）による規制となる。 ・窒素酸化物は「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は 250ppm となる。 ・ばいじんは「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、対象施設は 0.04g/Nm³（酸素濃度 12%換算値、処理能力 4t/時以上）の排出基準となる。 ・有害物質は「大気汚染防止法」による塩化水素の排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は 700mg/Nm³（酸素濃度 12%換算値）となる。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で定められている有害物質に係る排出基準は排出ガス量、煙突高さ、他人が所有する周辺の建物等の条件により定められている。 ・ダイオキシン類は「ダイオキシン類対策特別措置法」による特定施設の排出基準が定められており、対象施設は 0.1ng-TEQ/m³（焼却能力が 4,000kg/時以上）の許容限度となる。 ・水銀は「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、対象施設は 30 μg/Nm³（火格子面積 2m²以上、焼却能力 200kg/時以上）となる。 <p>○自動車排ガスに対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」では、対策地域内で、トラック・バス等及びディーゼル乗用車に関して窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合する自動車を用いる車種規制が定められている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき流入車規制が平成 21 年 1 月から開始された。また、自動車 30 台以上使用する事業者（特定事業者）に対し、排出抑制対策を盛り込んだ「自動車使用管理計画」の提出が義務付けられた。 <p>【水質汚濁・底質】</p> <p>○公共用水域における水質汚濁に係る環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域における水質汚濁に係る環境基準として、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準が定められている。 ・生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域に該当する水域類型ごとに適用されており、対象事業実施区域周辺を流れる樫井川は、上流が B 類型及び生物 B 類型、下流が E 類型に指定されている。 ・ダイオキシン類による水質及び水底の底質に係る環境基準が定められている。 <p>○排水規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境項目のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量は、日平均排水量別に上乗せ排水基準が設定されており、対象事業実施区域は C 地域に該当する。ノルマルヘキサン抽出物質含有量は、上水道水源地域及び泉州臨海造成地域と一般地域に区分され、対象事業実施区域は一般地域に該当する。 ・水質汚濁防止法第四条の五第一項及び第二項の規定により、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準が定められている。このうち、化学的酸素要求量は瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する区域のうち大阪府の区域に、窒素含有量及びりん含有量は水質汚濁防止法施行令に掲げる大阪府の区域に適用される。この基準は、水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場で、日平均排出量が 50m³以上のものに適用される。 ・ダイオキシン類の特定施設に係る排水の排出基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により定められており、対象施設は、10pg-TEQ/L の許容限度となる。

項目	概要
関係法令・ 条例等	<p>【騒音】</p> <p>○環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る環境基準は、地域の類型、地域の区分及び時間の区分ごとに設定されている。 ・騒音に係る環境基準について、対象事業実施区域は、用途地域の指定のない区域に該当するため、B 類型の基準が適用される。 <p>○規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場騒音の規制基準について、対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第二種区域の基準が適用される。 ・特定建設作業に伴う騒音規制基準について、対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一号区域の基準が適用される。 ・自動車騒音の要請限度について対象事業実施区域は市街化調整区域のため、b 区域の基準が適用される。 <p>【振動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場振動の規制基準について、対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一種区域の基準が適用される。 ・特定建設作業に伴う振動規制基準について対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一号区域の基準が適用される。 ・道路交通振動の要請限度について、対象事業実施区域は市街化調整区域のため、第一種区域の基準が適用される。 <p>【悪臭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では、府内全域が悪臭防止法の規制地域となっており、「特定悪臭物質による規制」と「臭気指数による規制」のいずれかの規制方式を採用している。対象市町では、臭気指数による規制が行われている。 <p>【土壌汚染】</p> <p>○環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として定められている。環境基準に適合しない土壌は、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとして定められている。 ・ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準が定められている。 <p>○規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法では、地下水等経路の摂取によるリスクの観点から土壌溶出量基準、直接摂取によるリスクの観点から土壌含有量基準が定められている。また、各特定有害物質には地下水基準も定められている。このほか、汚染土壌の除去等の措置を選択する際に土壌溶出量の程度を示す指標として、第二溶出量基準が定められている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、土壌汚染防止法における規制を基本に土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加するとともに、土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を加え、管理有害物質として設定している。 <p>【地域の環境計画】</p> <p>○環境総合計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では、「大阪府環境基本条例」に基づき、豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「2030 大阪府環境総合計画」を策定している。 ・府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として生活環境保全目標が位置付けられている。

項目	概要
関係法令・ 条例等	<p>【地域の環境計画】</p> <p>○みどりの計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では、平成 21 年 12 月に「みどりの大阪推進計画」を策定している。この計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪 21 推進プラン」と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示している。 ・泉佐野市では、中長期的な視点に立って、市域の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、みどりとオープンスペースに関する総合的な計画として平成 31 年に泉佐野すみどりの基本計画を策定している。 ・田尻町では、少子高齢化社会の進展や地球規模で進行する地球温暖化の進行や生物多様性損失の進行など、自然環境の問題が進み、みどりの保全や創出に関する対策を重視しており、新たなみどりを取り巻く情勢への対応を行うため、田尻町みどりの基本計画を平成 29 年に改定している。 ・熊取町では、住民に最も身近な市町村が主体となって都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施することを目的として、熊取町みどりの基本計画を平成 30 年に策定している。 ・泉南市では、みどりを取り巻く環境が大きく変更したことに伴い、泉南市みどりの基本計画を平成 31 年に改定している。 <p>○景観計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では、「大阪府景観計画」において、「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」として、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めており、対象事業実施区域周辺は金剛・和泉葛城山系区域に含まれる。 <p>○大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減することにより、二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成することを目標とした「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（第 3 次）」を平成 25 年 6 月に策定している。 <p>○地球温暖化対策実行計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、2050 年の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すべき将来像として、2030 年に向けた地球温暖化対策を示した「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和 3 年に策定している。 ・泉佐野市では、市の事務及び事業に関し、地球温暖化の抑制をはじめ環境に与える負荷を低減し、温室効果ガスの削減に向けた今後の取組方針を定めた第 3 期泉佐野市地球温暖化対策実行計画を策定している。 ・田尻町では、令和 3 年 3 月に業者及び消費者としての立場から環境保全に向けた具体的な取組を実施することにより、環境への負荷の低減を図るために「田尻町地球温暖化対策実行計画」第 3 次計画を策定している。 ・熊取町では、平成 31 年 3 月に町自らが事業者及び消費として他の模範となる率先的行動を一層促進し、職員が一丸となって、温室効果ガスのさらなる排出抑制を進めるために「第 4 期熊取町地球温暖化対策実行計画」を策定している。

項目	概要
関係法令・ 条例等	<p>【地域の環境計画】</p> <p>○循環型社会推進計画及び一般廃棄物処理計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定めた「大阪府循環型社会推進計画」及び「大阪府ごみ処理広域化計画」を策定している。 ・泉佐野市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、泉佐野市田尻町清掃施設組合及び泉佐野市とともに施設組合を構成する田尻町の計画と整合を図りつつ、泉佐野市のごみ処理について、その基本方針を定めている。 ・田尻町の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき泉佐野市田尻町清掃施設組合と、田尻町とともに施設組合を構成する泉佐野市の計画と整合性を図りつつ、田尻町のごみ処理について、その基本方針を定めている。 ・熊取町の一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）は、計画初年度を平成26年度、計画期間を10年間と定め、平成35年度を計画目標年次とするが、今般、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理施設の広域化に係る方向性が定まったこと、また、直近5年の処理実績を踏まえ、実態に即した中間的な見直しが行われている。 ・泉佐野市、田尻町、熊取町では、地域の循環型社会の形成を推進することを目的として、循環型社会形成推進地域計画を策定している。 ・泉南市阪南市地域循環型社会形成推進地域計画は、構成市を泉南市、阪南市とし、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を計画期間とされている。なお、泉南市では「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定中である。 <p>○災害廃棄物処理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府災害廃棄物処理計画は、災害発生時の廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化等を図り、迅速かつ適正に処理することを目的として策定された。 ・泉佐野市では、「泉佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「泉佐野市生活排水処理基本計画」、並びに「泉佐野市地域防災計画」との整合を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」及び大阪府の「大阪府災害廃棄物処理計画」を踏まえ、発災時に廃棄物を迅速かつ適正に処理していくための泉佐野市の基本的な考え方、具体的な対応方法及び手順について取りまとめた泉佐野市災害廃棄物処理計画を令和3年3月に策定している。 ・田尻町は、田尻町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すことを目的とし、田尻町市町村災害廃棄物処理計画を令和3年3月に策定している。 ・熊取町では、全町域に係る災害廃棄物処理に関し、本町が行う業務についてその基本方針を示し、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化を図りながら災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、熊取町災害廃棄物処理計画を令和3年4月に策定している。 ・泉南市では、国の「災害廃棄物対策指針」、大阪府の「大阪府災害廃棄物処理計画」、泉南市の「泉南市防災計画」との整合を図り、災害廃棄物処理に係る基本的な計画として、泉南市災害廃棄物処理計画を令和2年3月に策定している。 <p>○自然環境保全上の規制地域等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は近郊緑地保全区域に位置する。

4.2 生活環境

項目	概要
大気環境	<p>【大気質濃度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局（佐野中学校測定局）1局と、自動車排出ガス測定局（末広公園測定局）1局であった。 佐野中学校測定局では、二酸化窒素、一酸化窒素及び窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類が測定されている。このうち光化学オキシダント以外については環境基準を満足している。なお、「2020年度 大気汚染常時監視測定局測定結果」によると、光化学オキシダントについては、大阪府内の一般局すべてにおいて環境基準を満足していない。 末広公園測定局では、二酸化窒素、一酸化窒素及び窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質が測定されている。すべての項目について、環境基準を満足している。 <p>【温室効果ガス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府域における平成30年度の温室排出ガスの排出量は4,512万トンであり、平成25年度と比べ-19.8%の減少となっている。また、平成30年度の二酸化炭素の排出量は4,122万トンであり、平成25年度に比べ-22.8%の減少となっている。
水環境	<p>【水質】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の水質調査地点は、対象事業実施区域より1km程度下流の榎井川（兎田橋）であった。 令和元年度における榎井川（兎田橋）の生活環境項目の調査結果は、代表的な汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）の年平均値は、2.4mg/Lとなっており、環境基準を満足している。 令和元年度における榎井川（兎田橋）の健康項目の調査結果は、すべての項目で環境基準を満足している。 <p>【地下水】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の地下水質調査地点は、泉佐野市2地点、熊取町2地点であった。 令和元年度における調査結果はすべての地点でいずれの項目も環境基準を満足している。
土壌環境	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺におけるダイオキシン類の土壌調査地点は、泉佐野市1地点、熊取町1地点、泉南市3地点であった。 ダイオキシン類の土壌調査結果は、すべての地点で環境基準を満足している。
その他の生活環境	<p>【騒音】</p> <p>○環境騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の環境騒音の測定地点は、泉佐野市4地点、熊取町6地点、泉南市2地点であった。 令和元年度の測定結果は、泉佐野市の2地点と泉南市の1地点で夜間の環境基準を満足していない。環境基準を超過した理由は、周辺道路の交通騒音の影響や測定時に虫の声が入ってしまったことが要因と考えられる。 <p>○自動車騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の自動車騒音測定地点は、泉佐野市2地点、熊取町3地点であった。 令和元年度の測定結果はすべての地点において環境基準、要請基準ともに満足している。 <p>【振動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の道路交通振動測定地点は、泉佐野市で1地点であった。 令和元年度の測定結果は、要請限度を下回っている。 <p>【低周波音】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベルの調査結果から、対象事業実施区域が該当する市街化調整区域の測定結果は、L_{Peq}が58～68dB、L_{P50}が56～66dBであった。
その他の生活環境	<p>【電波障害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域は大阪局の放送エリアとなっているが、周辺には、和歌山局と神戸局があり、これら放送局の放送を受信している。各放送局の送信所と対象事業実施区域との位置関係をみると、大阪局及び神戸局、和歌山局の影響範囲は概ね山地部となっており住宅等は存在しない。 <p>【公害苦情】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害の種類別苦情受付件数を公害の種類別にみると、泉佐野市、熊取町、泉南市は騒音、田尻町は大気汚染の苦情件数が多くなっている。

4.3 自然環境

項目	概要
気象	<ul style="list-style-type: none"> ・泉佐野市、田尻町、熊取町及び泉南市は、瀬戸内式気候に属するため気候は温暖で、比較的少ない降水量となっている。 ・対象事業実施区域の周辺には熊取気象観測所及び末広公園測定局（自動車排出ガス測定局）があり、降水量は年間 1,300～1,700mm 程度であり、年平均気温は 16℃～18℃程度、年平均風速は 2.1～2.5m/s 程度で、風向は南や西の頻度が多くなっている。
地象	<p>【地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土地分類図（大阪府）」（昭和 51 年、国土庁土地局）によると、対象事業実施区域は起伏量 100～200m の山地縁辺部にある急斜面にあたる山麓地Ⅰとなっている。周辺の主な地形としては、対象事業実施区域周辺は小起伏山地、段丘（中・低位）、樫井川の流域周辺は扇状地性低地のみられる。 ・「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）によると、対象事業実施区域周辺における重要な地形として和泉層群の化石産出層準が確認されている。 <p>【地質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は花崗岩質岩石となっている。また、周辺の主な地質として、対象事業実施区域周辺は砂、泥・砂・礫互層、流紋岩質岩石、樫井川の流域周辺は砂からなっている。
水象	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺には樫井川がみられる。樫井川は和歌山県紀の川市の山中を水源とした二級河川で、流域面積 59.56 km²、流路延長約 24.9km である。また、樫井川に合流する河川として、稲倉川、京上川、天神川がみられる。
生態系	<p>【陸生動物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・哺乳類は、市街地や里山環境を生息地とするアブラコウモリ、ニホンノウサギ、タヌキ、キツネ、山林環境を生息地とするテン、ニホンリス等が確認されている。 ・鳥類は、市街地や里山環境を生息地とするムクドリ、セグロセキレイ、ホオジロ、樫井川やため池等の水場を採餌地とするサギ類、コガモ、カワセミ、山林環境を生息地とするメジロ、アカゲラ、ヤマガラ、キビタキ等が確認されている。 ・爬虫類は、水田や里山環境を生息地とするイシガメ、ニホンカナヘビ、ニホンヤモリ、ヤマカガシ、シロマダラ、ヒバカリ等が確認されている。 ・両生類は、水田や里山環境を生息地とするアカハライモリ、ヌマガエル、ニホンアマガエル、山地の水辺や林床環境を生息地とするヤマトサンショウウオ、ニホンヒキガエル、カジカガエル等が確認されている。 ・昆虫類は、里山環境を生息地とするアブラゼミ、クマゼミ、アオスジアゲハ、ツマグロヒョウモン等が確認されている。 ・以上のように、陸生動物は北部の平野・台地部に広がる里山環境、南部の和泉山脈の山麓に広がる山林環境を主な生息地としている。 <p>【陸生植物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺は和泉山脈北部の山麓地であり、モチツツジーアカマツ群集、シイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林が分布する。また、対象事業実施区域北部の平地・台地には樹林地はみられず水田雑草群落や畑雑草群落が広く分布し、沿岸部に向かうにつれ市街地が多く分布する。 ・植物相は、対象事業実施区域周辺において、湿地や溜池などに生育するサワヒヨドリ、オギノツメ、ヒメシロネ、ミズハコベ、樹林地や山麓に生育するササユリ、ノシラン、フモトシダ、周辺における木本類としてミミズバイ、マンリョウ、ヤマモモ、ヤブニッケイ、トベラ、クロガネモチ等が確認されている。

項目	概要
生態系	<p>【水生生物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚類は、対象事業実施区域周辺の樫井川全域において、フナ属、オイカワ、カワムツ、モツゴ、タモロコ、ヨシノボリ属、下流域において、コイ、ミナミメダカ、タイリクバラタナゴ、ゴクラクハゼ、上流域においてタカハヤ、ドンコ、ツチフキ等が確認されている。 ・底生動物は、対象事業実施区域周辺の樫井川等において、貝類はカワニナ、サカマキガイ、甲殻類はヒラテテナガエビ、アメリカザリガニ、水生昆虫はカゲロウ目、トンボ目、カワゲラ目、トビケラ目、ハエ目、コウチュウ目等が確認されている。 ・以上のように、対象事業実施区域周辺を流下する樫井川は、感潮域を含まない下流域～中流域は河床勾配が1/1000～1/350程度、河床材料がシルト質砂、砂が中心であり、上流域は河床勾配が1/350～1/50程度、河床材料が岩や礫が中心であり、全体として比較的緩やかな流れに生息する水生生物が確認されている。 <p>【注目すべき種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺の既往調査では、「大阪府レッドリスト2014」（平成26年、大阪府）に掲載されている種として、里山環境やシイやマツを主とした山林環境において、哺乳類のアナグマ（準絶滅危惧）、キツネ（絶滅危惧Ⅰ類）、鳥類のイカルチドリ（絶滅危惧Ⅱ類）、センダイムシクイ（準絶滅危惧）、両生類のヤマトサンショウウオ（絶滅危惧Ⅰ類）、昆虫類のヒメサナエ（準絶滅危惧）、植物のコバノヒルムシロ（絶滅危惧Ⅰ類）等が確認されている。また、樫井川において、魚類のツチフキ（絶滅危惧Ⅰ類）、ミナミメダカ（絶滅危惧Ⅱ類）等が確認されている。 <p>【注目すべき生態系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺は、「大阪府レッドリスト2014」（平成26年、大阪府）において希少な野生動植物が生息・生育し、種の多様性が高い地域である生物多様性ホットスポットとして「泉州ため池群」が選定されている。
人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺における主な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、大井関公園、泉佐野丘陵緑地、ハイキングルートなどが存在する。
自然景観	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺における自然景観資源として、国定公園に指定される金剛生駒紀泉国定公園、大阪府立公園に指定される泉佐野丘陵緑地、大阪みどりの百選に指定される大井関公園及び稲倉池、その他にも水源の森百選にも併せて選ばれている永楽ダムと桜の道が存在する。

4.4 歴史的・文化的環境

項目	概要
文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺の文化財は、国指定史跡の日根荘遺跡や国宝建造物の慈眼院多宝塔、国指定重要文化財の慈眼院金堂等、日根荘由来の文化財が多く存在している。 ・対象事業実施区域周辺の埋蔵文化財は、対象事業実施区域内には梨谷遺跡、周辺には向井山遺跡、母山近世墓地、母山遺跡、西ノ上遺跡等が存在している。
歴史的・文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺における重要文化的景観として、鎌倉時代から戦国時代にかけて、九条家の領地である「日根荘」が存在し、現在においても関係する文化財となる16の史跡、当時から受け継がれる大木の農村景観である「日根荘大木の農村景観」が選定されている。

5. 環境影響要因及び環境影響評価の項目

5.1 環境影響要因

本事業の実施に伴い表 5.1.1 に示す環境影響要因が想定される。

表 5.1.1 本事業の実施に伴う環境影響要因

区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
施設の存在	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物及び煙突により自然景観及び有形文化財からの歴史的・文化的景観変化の影響が考えられる。
施設の供用	焼却施設等の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却施設等の稼働に伴い、煙突から大気汚染物質、臭気物質及び温室効果ガスが排出される。 ・ 焼却施設等の稼働に伴い、騒音、振動及び低周波音が発生する。 ・ 焼却施設等の稼働に伴いごみピット等から臭気物質が発生する。 ・ 焼却施設等の稼働に伴い、陸生動物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性がある。 ・ 焼却施設等の稼働に伴い、廃棄物が発生する。
	施設関連車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設関連車両の走行に伴い、大気汚染物質及び温室効果ガスが排出される。 ・ 施設関連車両の走行に伴い、騒音及び振動が発生する。 ・ 施設関連車両の走行に伴い、陸生動物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性がある。 ・ 施設関連車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境が変化する可能性がある。
工事の実施	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械の稼働に伴い、大気汚染物質及び温室効果ガスが排出される。 ・ 建設機械の稼働に伴い、騒音及び振動が発生する。 ・ 建設機械の稼働に伴い、陸生動物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性がある。 ・ 建設機械の稼働に伴い、廃棄物が発生する。
	工事関連車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事関連車両の走行に伴い、大気汚染物質及び温室効果ガスが排出される。 ・ 工事関連車両の走行に伴い、騒音及び振動が発生する。 ・ 工事関連車両の走行に伴い、陸生動物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性がある。 ・ 工事関連車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境が変化する可能性がある。

5.2 環境影響評価の項目の抽出

環境影響評価の項目は、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針 令和元年7月 大阪府」（以下「技術指針」という。）を踏まえ、新ごみ処理施設整備事業の「施設等の存在」、「施設の供用」及び「工事の実施」のそれぞれにおける環境影響要因と環境項目の組合せにより選定した。選定した環境影響評価の項目について、環境影響要因と環境影響評価項目の関係及び環境影響評価項目を選定する理由又は選定しない理由を表 5.2.1(1)から(4)に示す。

表 5.2.1(1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容				選定する理由及び選定しない理由	
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
			焼却施設等の稼働	施設関連車両の走行	建設機械の稼働		工事関連車両の走行
大気質	環境基準設定項目	二酸化硫黄	○				施設の供用時に、焼却施設等の稼働に伴い硫黄酸化物が排出されることから選定する。工事中に、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行に伴う排出ガス、施設の供用時に、施設関連車両の走行に伴う排出ガスが排出されるが、燃料に含まれる硫黄分、排出ガス中に含まれている二酸化硫黄も少なく、大気質への影響は想定されないことから選定しない。
		一酸化炭素					一酸化炭素の主な発生源は自動車排出ガスであるが、近年の自動車の性能改善により、全国的に環境基準は達成されている状況であるため選定しない。また、焼却施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にはほとんど含まれないことから選定しない。
		浮遊粒子状物質	○	○	○	○	施設の供用時に、焼却施設等の稼働及び施設関連車両の走行に伴い浮遊粒子状物質が排出されることから選定する。また、工事の実施時には、建設工事の稼働や工事関連車両の走行に伴い浮遊粒子状物質が排出される。これらの排出ガスに含まれる浮遊粒子状物質による大気質への影響を検討するため選定する。
		二酸化窒素	○	○	○	○	施設の供用時に、焼却施設等の稼働及び施設関連車両の走行に伴い窒素酸化物が排出されることから選定する。また、工事の実施時には、建設工事の稼働や工事関連車両の走行に伴い窒素酸化物が排出される。これらの排出ガスに含まれる窒素酸化物による大気質への影響を検討するため選定する。
		光化学オキシダント					光化学オキシダントは揮発性有機化合物(VOC)と窒素酸化物等が太陽光の作用によって複雑な光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、本事業によって直接排出される物質ではないことから選定しない。なお、光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物は、ごみ焼却施設において高温(800℃以上)で燃焼することにより分解され、発生は殆どないと考えられる。窒素酸化物は、二酸化窒素の項において選定する。

注)○は、技術指針別表 3、4 に示される環境項目及び対象事業等の内容を勘案して選定した項目を示す。

表 5.2.1(2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容				選定する理由及び選定しない理由	
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
			焼却施設等の稼働	施設関連車両の走行	建設機械の稼働		工事関連車両の走行
大気質	環境基準設定項目	ベンゼン					焼却施設等の稼働に伴う煙突排出ガス中にはほとんど含まれない。また、自動車の燃料であるガソリン中に含まれるベンゼンは非常に少ないことから選定しない。
		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン					焼却施設等の稼働に伴う煙突排出ガス中にもほとんど含まれないことから選定しない。
		ダイオキシン類	○				施設の供用時に、焼却施設等の稼働に伴いダイオキシン類が排出されることから選定する。
		微小粒子状物質					微小粒子状物質は、工場等の人為的な発生源から粒子として排出される一次粒子に加えて、大気中での光化学反応等によりガス成分から生成される二次粒子がある。現在、国等により生成・反応メカニズムについて研究が進められているが、発生源が多岐に渡り、生成・反応メカニズムが複雑であり、予測手法は確立されていない。以上のことから、事業による寄与分を算定することは困難であり、予測・評価項目として選定しない。なお、本事業では集塵装置により排出ガス中の微小粒子状物質の排出量を低減する計画としている。
	その他	塩化水素	○				施設の供用時に、焼却施設等の稼働に伴い塩化水素が排出されることから選定する。
		水銀	○				施設の供用時に、焼却施設等の稼働に伴い水銀が排出されることから選定する。
水質・底質	生活環境項目						排水については公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。
	健康項目						
	特殊項目						
	その他						
地下水	生活環境項目						排水については公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。また、本事業で汚染物質が漏洩する可能性はないことから選定しない。
	健康項目						
	その他						
騒音	騒音		○	○	○	○	施設の供用時に、焼却施設等の稼働に伴い騒音、振動及び低周波音が、施設関連車両の走行に伴い騒音及び振動が、工事の実施時には、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、騒音及び振動が発生することから選定する。
振動	振動		○	○	○	○	
低周波音	低周波音		○				
悪臭	悪臭		○				焼却施設等の稼働に伴い煙突排出ガス及びごみビットからの漏洩臭気による影響が考えられることから選定する。

注)○は、技術指針別表 3、4 に示される環境項目及び対象事業等の内容を勘案して選定した項目を示す。

表 5.2.1(3) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容				選定する理由及び選定しない理由	
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
			焼却施設等の稼働	施設関連車両の走行	建設機械の稼働		工事関連車両の走行
地盤沈下	地盤沈下					焼却施設等の稼働時は地下水の汲み上げの可能性はあるが、対象事業実施区域は花崗岩質の丘陵地であり地盤沈下の懸念がないため選定しない。	
土壌汚染	土壌汚染					土壌汚染の発生源の存在は履歴調査において確認されていないため選定しない。	
日照阻害	日照阻害					高さ59mの煙突を設置する計画であるが、対象事業実施区域と最寄りの保全対象の位置関係から、周辺への日照阻害の影響は想定されないことから選定しない。	
電波障害	テレビ電波障害					送信所と対象事業実施区域の位置関係から、周辺集落へのテレビ電波障害は想定されないことから選定しない。	
気象	風向・風速					本事業においては、局地気象に大きな変化を及ぼすような地形の改変及び高層構造物の建築はないことから選定しない。	
	気温						
地象	地形、地質、土質					土地区画整理事業後の造成地での事業となるため、本事業において地形・地質への影響はないことから選定しない。	
水象	河川水象					土地区画整理事業後の造成地での事業となるため、本事業において河川・湖沼・海域の水象に影響はないことから選定しない。	
	湖沼水象						
	海域水象						
陸域生態系	陸生動物		○	○	○	土地区画整理事業後の造成地での事業となるため、対象事業による陸域生態系の影響は軽微であると考えられる。ただし、焼却施設等の稼働、施設関連車両の走行、建設機械の稼働、工事関連車両の走行によって周辺の陸生動物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性があることから選定する。	
	陸生植物						
	淡水生物						
	陸域生態系		○	○	○		
海域生態系	海域生物					土地区画整理事業後の造成地での事業となるため、排水については公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。以上により、海域生物及び海域生態系に影響はないことから選定しない。	
	海域生態系						
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場			○	○	対象事業実施区域周辺には、泉佐野丘陵緑地やハイキングルートがあり、施設関連車両及び工事関連車両はこれらの活動の場の周辺の道路を走行することから選定する。	

注)○は、技術指針別表 3、4 に示される環境項目及び対象事業等の内容を勘案して選定した項目を示す。

表 5.2.1(4) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容				選定する理由及び選定しない理由	
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
			焼却施設等の稼働	施設関連車両の走行	建設機械の稼働		工事関連車両の走行
景観	自然景観	○				施設等の存在により自然景観、歴史的・文化的景観が変化する可能性があるため選定する。	
	歴史的・文化的景観	○					
	都市景観						
文化財	有形文化財等					対象事業実施区域には有形文化財は存在しないため選定しない。また、対象事業実施区域内には埋蔵文化財が存在するが、本事業は土地区画整理事業後の造成地での事業となるため、影響は想定されないことから選定しない。	
	埋蔵文化財						
廃棄物、発生土	一般廃棄物		○		○	施設の供用に伴い一般廃棄物及び産業廃棄物が発生する。建設機械の稼働に伴い一般廃棄物、建設廃材等の産業廃棄物が発生することから選定する。発生土については、施設の建設工事に伴う残土は発生しない計画としていることから選定しない。	
	産業廃棄物		○		○		
	発生土						
地球環境	地球温暖化		○	○	○	施設の供用及び工事の実施に伴い温室効果ガスが排出されることから地球温暖化を選定する。オゾン層破壊物質は本事業から排出しないことから選定しない。	
	オゾン層破壊						

注)○は、技術指針別表 3、4 に示される環境項目及び対象事業等の内容を勘案して選定した項目を示す。

6. 調査、予測及び評価の手法

6.1 現況調査

「5. 環境影響要因及び環境影響評価の項目」で抽出した環境影響評価の項目について、現況把握を行うものとする。調査の方法は既存資料の収集及び現地調査とし、調査の内容は表6.1.1(1)から(4)に示すとおりである。

表 6.1.1(1) 調査の項目、地点、頻度及び方法の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	左記の選定理由				
大気質									
既存資料調査	大気汚染物質の濃度の状況、気象の状況		対象事業実施区域周辺	過去5年間	「大阪府環境白書」(大阪府)等	対象事業実施区域周辺の環境濃度を把握するため、既存データを収集する。			
現地調査	大気質	環境基準設定項目 (一般環境)	二酸化硫黄	対象事業実施区域周辺4地点 (図6.1.1参照)	4季(7日/季) (1時間値)	「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法に準拠	煙突の排ガスが拡散する可能性のある1.5km範囲に位置する周辺集落等の一般環境を把握するために、近傍の集落や福祉施設等において調査を実施する。調査は季節変動を考慮し、4季調査を行う。		
			窒素酸化物(NO, NO2, NOx)	測定高さ 二酸化硫黄:1.5m 窒素酸化物:1.5m		「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法に準拠			
			浮遊粒子状物質	浮遊粒子状物質:3m		「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法に準拠			
			ダイオキシン類	対象事業実施区域周辺4地点 (図6.1.1参照)		4季(1回/季) (7日間値/1回)		「ダイオキシン類に係る大気環境測定マニュアル」に準拠	
		その他項目 (一般環境)	塩化水素	測定高さ ダイオキシン類:1.2m	4季(7日/季) (24時間値)	「大気汚染物質測定法指針」に定める方法に準拠			
			水銀	塩化水素、水銀:1.5m		「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に準拠			
		環境基準設定項目 (沿道環境)	窒素酸化物(NO, NO2, NOx)	走行車両の主要な走行ルート:3地点 (図6.1.1参照)	4季(7日/季) (1時間値)	「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法に準拠		施設関連車両及び工事関連車両の主要な走行ルートの現況の状況を把握するため、主な走行ルートにおいて、季節変動を考慮し、4季調査を行う。	
			浮遊粒子状物質	測定高さ 窒素酸化物:1.5m 浮遊粒子状物質:3m		「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法に準拠			
		地上	地上	風向風速	対象事業実施区域周辺:1地点 (図6.1.1参照)	通年連続 (毎時:10分間値)		風向風速、日射量、気温湿度 「地上気象観測指針」に準拠	大気質の現況解析及び大気拡散予測を行う上で必要なデータとなるため、対象事業実施区域の近傍において調査を実施する。調査は通年連続測定とする。
				日射量					
放射収支量	測定高さ								
気温湿度	風向風速:約10m 日射量:約3m 放射収支量、気温及び湿度:1.5m								
気象	上層	上層風	対象事業実施区域周辺:1地点 (図6.1.1参照) 高度400mまで	通年連続 (毎時:10分間値)	ドップラーライダー	排ガスが拡散する高度付近の風向風速の状況について年間を通じて詳細に測定するために、対象事業実施区域の近傍において調査を実施する。調査は通年連続測定とする。			
		高層	風向風速 気温	対象事業実施区域周辺:1地点 (図6.1.1参照) 測定高さ:地上~1000m、50m毎	4季(7日/季) (8回/日:3時間毎)	「高層気象観測指針」に準拠	排ガスが拡散する高度付近の気象条件及び逆転層等の特殊気象条件の出現状況を把握するため、対象事業実施区域の近傍において調査を実施する。調査は4季1週間調査とする。		

表 6.1.1(2) 調査の項目、地点、頻度及び方法の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法の選定理由
騒音					
既存資料調査	騒音の状況	対象事業実施区域 周辺、施設関連車 両及び工事車両の 走行ルート	最新の年度	「大阪府環境白 書」(大阪府)等	環境騒音及び道路交通騒音の状 況を把握するため、既存データ を収集する。
現地調査	環境騒音	対象事業実施区域 周辺：2地点 (図6.1.2参照) 測定高さ：1.2m	平日、休日各1回 (24時間連続)	「騒音に係る環境 基準について」に 定める方法に準拠	焼却施設と保全対象は300m程度 以上離れるため、騒音の影響は 大きくないと考えられるが、周 辺の環境変化を確実に把握する ために、最寄り集落や福祉施設 において調査を実施する。 調査は、1年を通じた環境騒音の 平均的な状況を適切に把握でき る日に、平日と休日の各1回調査 を行う。
	道路交通騒音	走行車両の主要な 走行ルート：3地点 (図6.1.2参照) 測定高さ：1.2m	平日、休日各1回 (24時間連続)	「騒音に係る環境 基準について」に 定める方法に準拠 調査員もしくはビ デオカメラ撮影に よる交通量の計測	施設関連車両及び工事関連車両 の主要な走行ルートの現況の状 況を把握するため、主要な走行 ルートの現況の道路交通騒音を 把握する。交通量が通常と異な る時期を避けて、平日と休日の 各1回調査を行う。
	交通量、走行速度				
振動					
既存資料調査	振動の状況	対象事業実施区域 周辺、施設関連車 両及び工事車両の 走行ルート	最新の年度	「大阪府環境白 書」(大阪府)等	一般環境中の振動、道路交通振 動の状況を把握するため、既存 データを収集する。
現地調査	環境振動	対象事業実施区域 周辺：2地点 (図6.1.2参照) 測定高さ：地盤高	平日、休日各1回 (24時間連続)	「振動規制法施行 規則」に定める方 法に準拠	焼却施設と保全対象は300m程度 以上離れるため、騒音の影響は 大きくないと考えられるが、周 辺の環境変化を確実に把握する ために、最寄り集落や福祉施設 において調査を実施する。 振動の状況を適切に把握できる 日に、平日と休日の各1回調査 を行う。
	道路交通振動	走行車両の主要な 走行ルート：3地点 (図6.1.2参照) 測定高さ：地盤高	平日、休日各1回 (24時間連続)	「振動規制法施行 規則」に定める方 法に準拠	施設関連車両及び工事関連車両 の主要な走行ルートの現況の状 況を把握するため、現況の道路 交通振動を把握する。交通量が 通常と異なる時期を避けて、平 日と休日の各1回調査を行う。
	地盤卓越振動数		1回 (大型車10台測定)	振動レベル計をデ ータレコーダに接 続し、周波数を分 析	
低周波音					
既存資料調査	低周波音の状況	対象事業実施区域 周辺	最新の年度	「大阪府環境白 書」(大阪府)	低周波音の状況を把握するた め、既存データを収集する。
現地調査	低周波音の音圧レベル	対象事業実施区域 周辺：2地点 既存施設の敷地境 界：2地点 (図6.1.2参照) 測定高さ：1.2m	対象事業実施区域 周辺：平日、休日 各1回 (24時間連続) 既存施設の敷地境 界：稼働日1回(24 時間連続)	「低周波音の測定 方法に関するマニ ュアル」に準拠	既存施設の設備から発生する低 周波音の把握及び対象事業実施 区域の最寄り集落や福祉施設の 現況を把握するために調査を実 施する。 低周波音の実態を把握し得る日 に、平日と休日の各1回調査を 行う。

表 6.1.1(3) 調査の項目、地点、頻度及び方法の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法の選定理由	
悪臭						
既存資料調査	悪臭の状況	対象事業実施区域周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	悪臭の状況を把握するため、既存データを収集する。	
現地調査	臭気指数	対象事業実施区域内：1地点、 対象事業実施区域周辺：4地点、 周辺施設：2地点 (図6.1.3参照) 測定高さ：1.2m	夏季の1日 (1回/日)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に準拠	煙突の排ガスが拡散する可能性のある1.5km範囲に位置する周辺集落等の一般環境や事業地内の一般環境を把握するために、近傍の集落や福祉施設等において調査を実施する。 また、類似事例として既存施設の官民境界で測定する。 調査は、悪臭が感じられやすい夏季とする。	
陸域生態系						
既存資料調査	動物の状況等	対象事業実施区域周辺	入手可能な最新資料	「大阪府における保護上重要な野生生物」(大阪府)等	動物の状況を把握するため、既存データを収集する。	
現地調査	陸生動物	哺乳類	対象事業実施区域及び周辺約200m (図6.1.4参照)	4季	フィールドサイン法	哺乳類の生息状況を把握するため、フィールドサイン法及びトラップ調査法(シャーマントラップ法、カメラトラップ法等)による調査を4季行う。
			対象事業実施区域及び周辺約200m：4地点	4季	トラップ調査法	
		鳥類	対象事業実施区域及び周辺約200m：2ルート	4季(春・初夏・秋・冬)	ラインセンサス法	鳥類の生息状況を把握するため、ラインセンサス法及びポイントセンサス法による調査を行う。調査時期は時期によって異なる鳥類相を把握するために4季行う。
			対象事業実施区域及び周辺約200m：2地点	4季(春・初夏・秋・冬)	ポイントセンサス法	
		猛禽類	対象事業実施区域及び周辺約2km (図6.1.4参照)	1回(秋～冬)	営巣木踏査	対象事業実施区域周辺には樹林や耕作地が分布しており、猛禽類が生息している可能性があるため、営巣木踏査及び猛禽類の繁殖期調査を行う。また、フクロウ類の生息可能性のある樹林地等について、夜間調査(踏査による姿や鳴き声の確認)を行う。
				7回(早春～夏)	定点観察法	
	5回(早春～夏)			フクロウ類調査(夜間調査)		
	両生類 爬虫類	対象事業実施区域及び周辺約200m (図6.1.4参照)	4季(早春・春・夏・秋)	直接観察法	両生類・爬虫類の生息状況を把握するため、直接観察法による調査を4季行う。	
	昆虫類	対象事業実施区域及び周辺約200m (図6.1.4参照)	3季(春・夏・秋)	任意採取法	昆虫類の生息状況を把握するため、任意採取法による調査を昆虫類の活動時期である春～秋にかけて調査を3季行う。また、ホタル類の生息可能性のある水域や樹林地等について、夜間調査(踏査による姿の確認)を1回行う。	
		対象事業実施区域及び周辺約200m：4地点	3季(春・夏・秋)	ライトトラップ法		
		対象事業実施区域及び周辺約200m：4地点	3季(春・夏・秋)	バイトトラップ法		
		対象事業実施区域及び周辺約200m (図6.1.4参照)	1回(初夏)	ホタル類調査(夜間調査)		
	陸産貝類	対象事業実施区域及び周辺約200m (図6.1.4参照)	2季(春・秋)	直接観察法	陸産貝類の生息状況を把握するため、直接観察法による調査を2季行う。	
陸域生態系	植物相	対象事業実施区域及び周辺約200m (図6.1.5参照)	4季(早春・春・夏・秋)	目視観察法	生態系の基盤となる陸生植物の現状を把握するため、調査を行う。調査時期は植物の確認の時期として適さない冬季を除く時期とする。	
	植生	対象事業実施区域及び周辺約200m 対象事業実施区域及び周辺約1km(植生図) (図6.1.5参照)	1回(春～秋)	植物社会学的調査法		
	陸域生態系	陸生動物の調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の観点から複数種を選定し群集の構造、移動経路、食物連鎖の状況について解析する。				陸域生態系の現状を把握するため、生態系の上位性、典型性、特殊性の観点から解析する。

表 6.1.1(4) 調査の項目、地点、頻度及び方法の内容

調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法の選定理由
人と自然との触れ合いの活動の場					
既存資料調査	活動の場の所在	対象事業実施区域周辺	入手可能な最新資料	市のパンフレット等	対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の情報を把握するため、既存資料を収集する。
現地調査	活動の場の利用状況	対象事業実施区域周辺2地点 ・泉佐野丘陵緑地 ・ハイキングルート (図6.1.6参照)	4季(1回/季)	カウントや聞き取りによる方法等により活動の場の利用人数、利用形態、移動手段を調査する。	泉佐野丘陵緑地公園及びハイキングルートの利用者が施設関連車両の走行ルートを利用する可能性があるため、その状況を把握するために、調査を実施する。
景観					
既存資料調査	自然景観、歴史的・文化的景観の状況	対象事業実施区域周辺の主要な眺望地点	入手可能な最新資料	「大阪府環境白書」(大阪府)等	対象事業実施区域周辺の眺望地点の状況を把握するため、既存資料を収集する。
現地調査	自然景観、歴史的・文化的景観	対象事業実施区域周辺5地点 ・母山集落 ・泉佐野丘陵緑地 ・大井関公園 ・ハイキングルート ・雨山城跡 (図6.1.6参照)	4季(1回/季)	写真撮影	対象事業実施区域若しくは焼却施設が眺望できる可能性がある地点の施設完成後の変化を把握するため、対象事業実施区域周辺の代表的な住宅地、公園等で調査を実施する。
廃棄物、発生日					
既存資料調査	廃棄物及び発生日の発生日	対象事業実施区域	入手可能な最新資料	・「大阪府の一般廃棄物」(大阪府) ・「大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書」(大阪府) ・「建設副産物実態調査」(国土交通省)等	対象事業計画地周辺の廃棄物の発生日及びリサイクル状況を把握するため、既存資料を収集する。
地球環境					
既存資料調査	温室効果ガス等の発生日に係る活動量	対象事業実施区域	入手可能な最新資料	・「大阪府環境白書」(大阪府)等	対象事業計画地周辺における温室効果ガスの削減状況を把握するため既存資料を収集する。

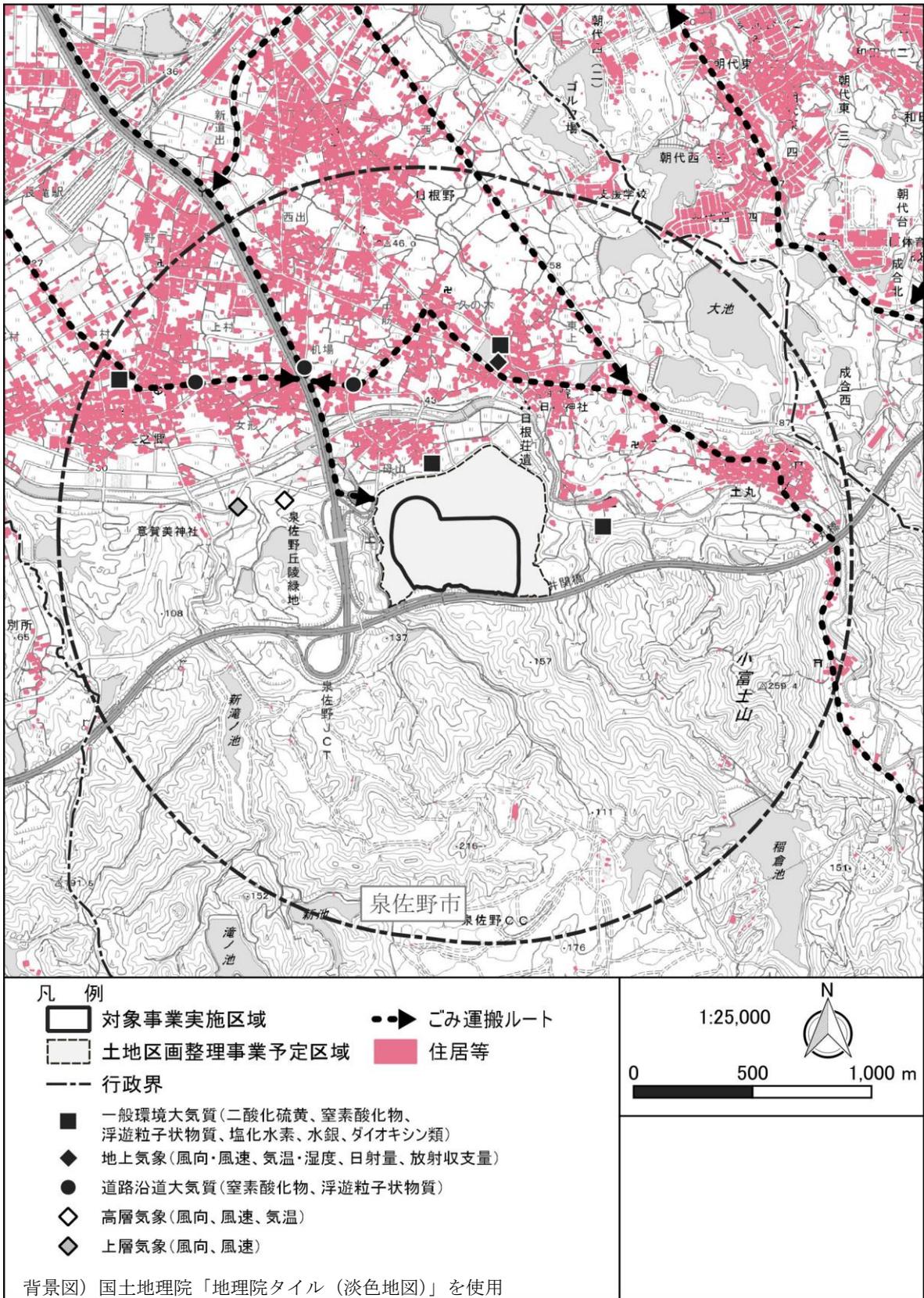


図 6.1.1 大気質調査地点

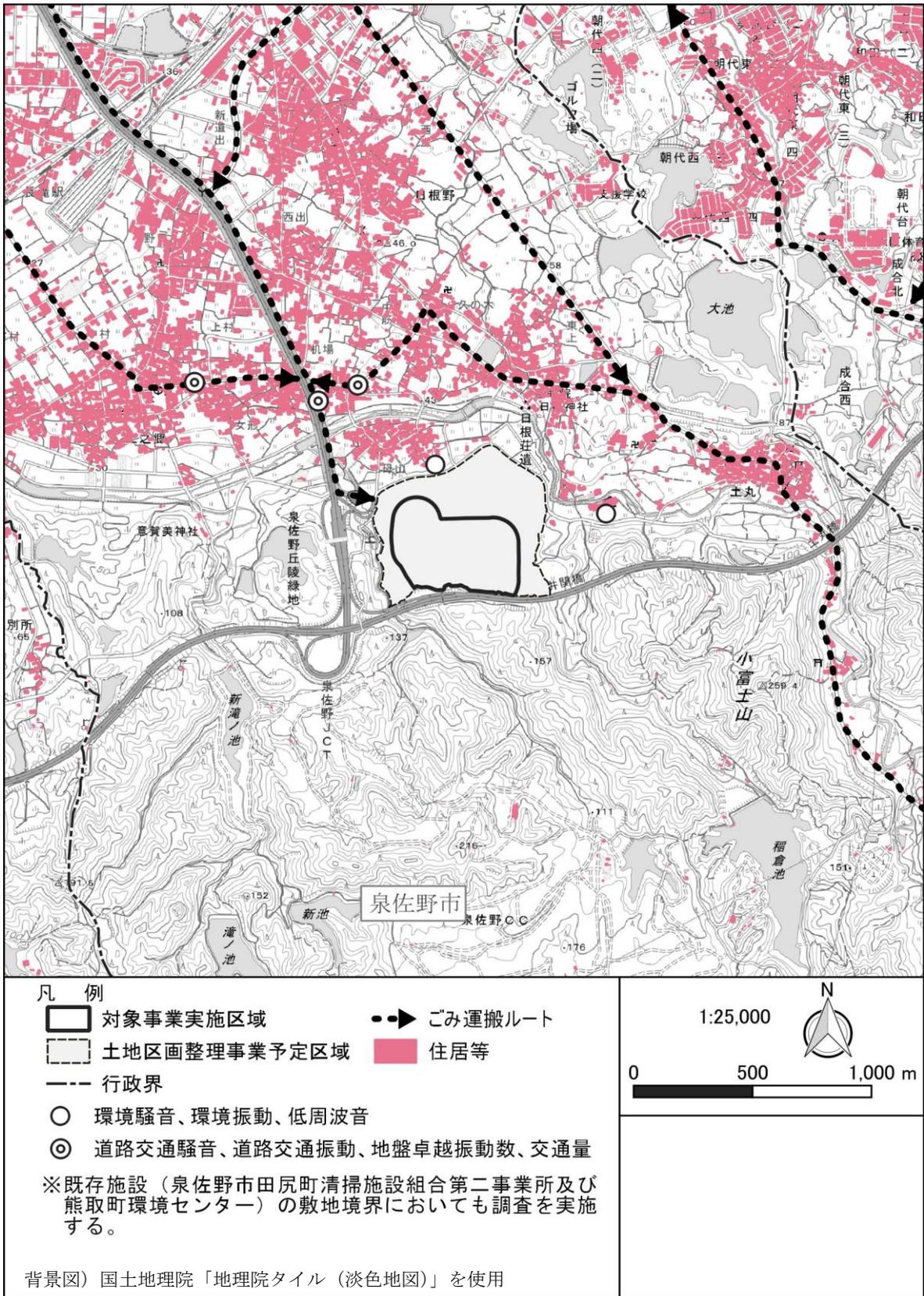


図 6.1.2 騒音・振動・低周波調査地点

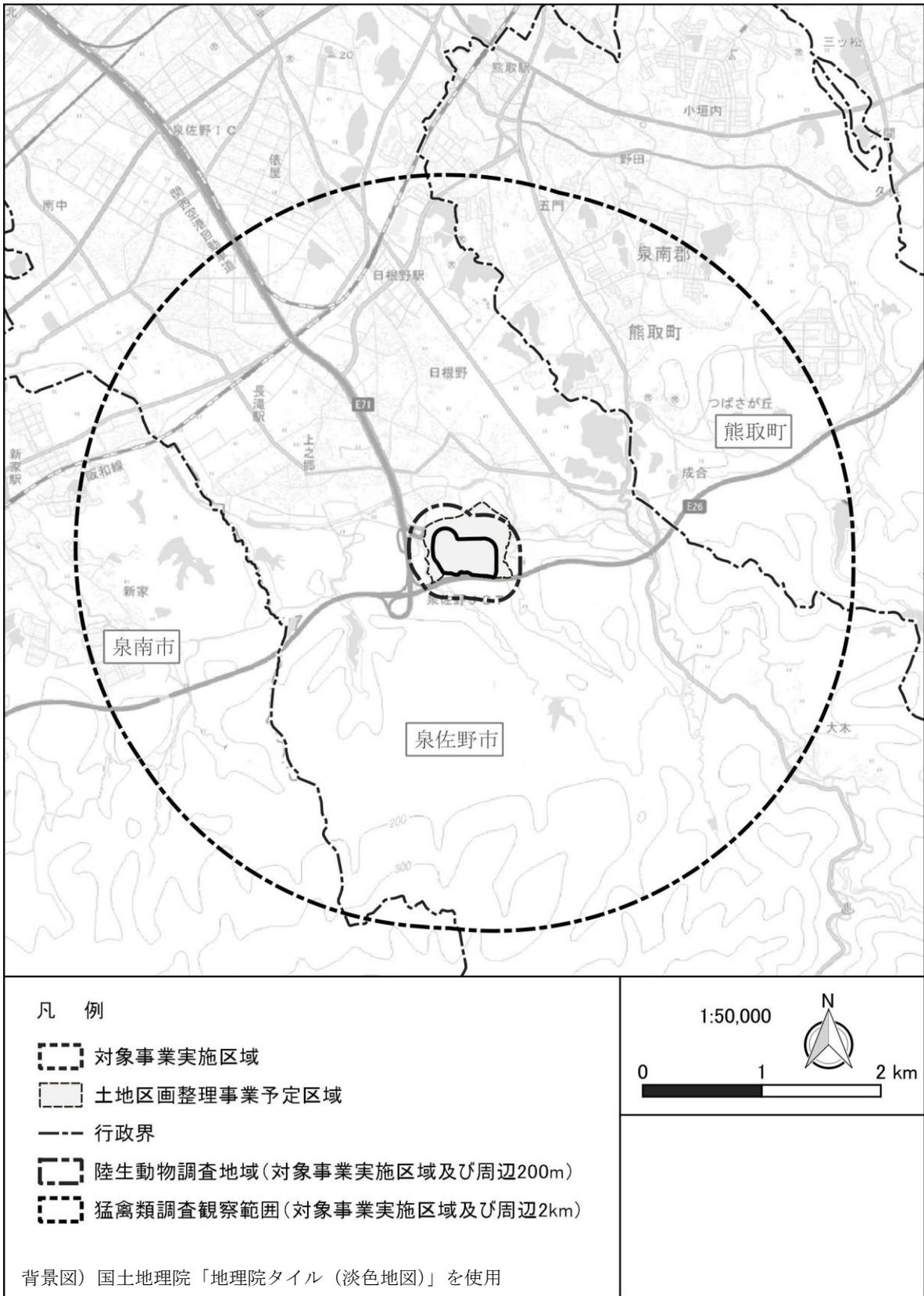


図 6.1.4 陸生動物調査地域

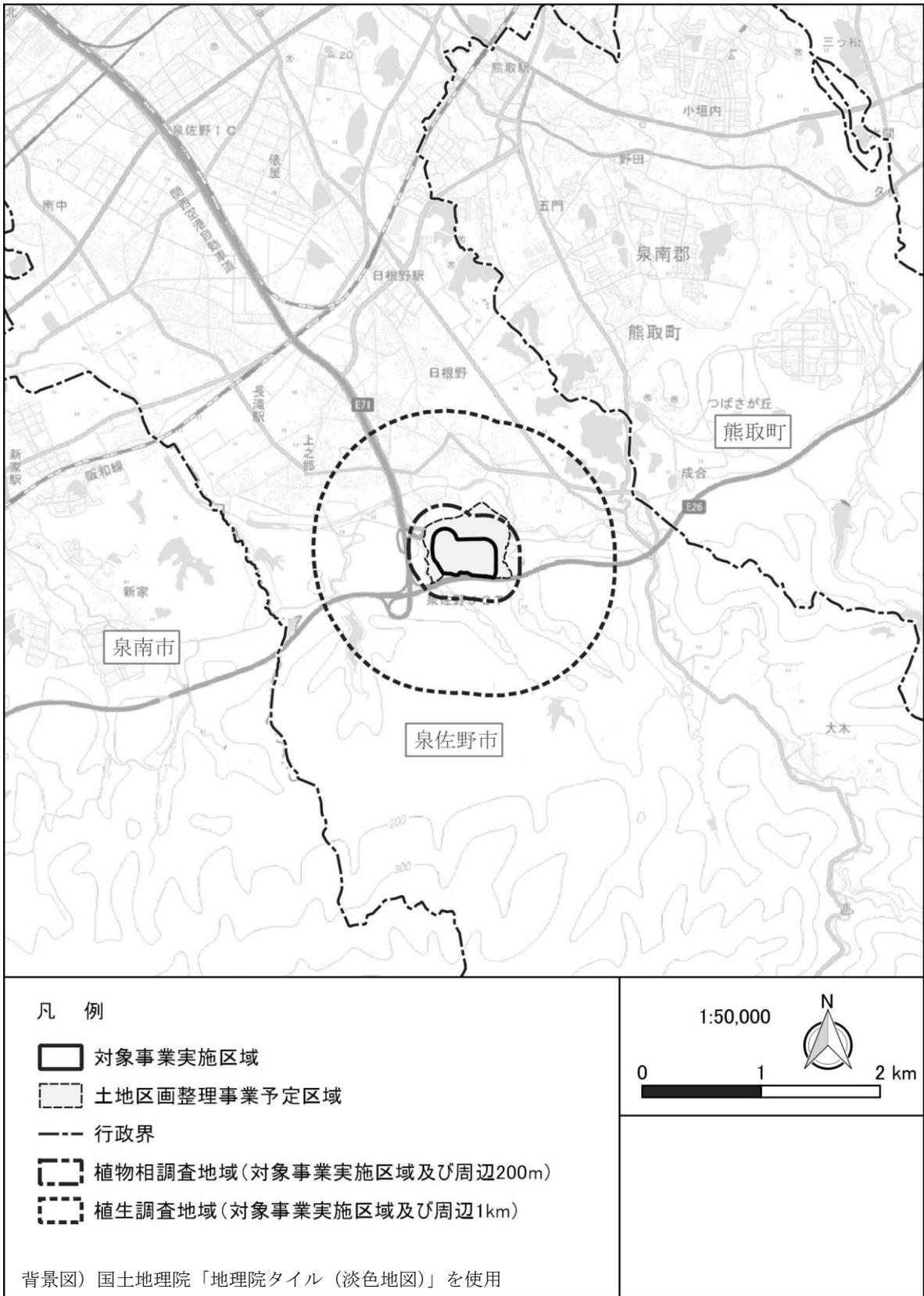


図 6.1.5 陸域生態系調査地域

6.2 影響予測

本事業が環境に及ぼす影響を予測する項目、方法、対象とする地域及び対象とする時期は、施設等の存在及び供用時については表 6.2.1(1)から(3)、工事の実施時については表 6.2.2 及び(2)に示すとおりとする。なお、環境影響の予測に当たっては、環境保全対策の実施による環境影響の軽減効果についても考慮しつつ、環境への影響を過小に予測しないよう、かつ、可能な限り定量的な予測を行うよう適切な方法を活用して行うこととする。

表 6.2.1(1) 予測の項目、事項、方法、地域及び時期（施設等の存在・供用時）

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期
大気質					
煙突排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素	年平均濃度 1時間濃度	(年平均値) 「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算を行い、周辺地域での寄与濃度及び環境濃度を予測する。	対象事業実施区域周辺	施設の稼働が最大になる時期
	水銀、ダイオキシン類	年平均濃度	(1時間値) 一般的な気象条件として比較的高濃度が生じやすい気象条件時、年間出現頻度が最も高い気象条件時を設定し、寄与濃度と環境濃度を予測する。 特殊気象条件として、上層逆転層出現時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ出現時等について、「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」等に示されたモデル等により、計算を行い、寄与濃度及び環境濃度を予測する。		
施設関連車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所)」に示された方法	施設関連車両の主要走行ルート沿道	

表 6.2.1(2) 予測の項目、事項、方法、地域及び時期（施設等の存在・供用時）

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期
騒音					
施設の稼働に伴う施設騒音	施設稼働騒音	騒音の伝搬計算式による数値計算	施設騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界及び近傍の住宅地	施設の稼働が最大になる時期
施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音	道路交通騒音	日本音響学会による道路交通騒音予測式(ASJ RTN-Model 2018)	道路交通騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	施設関連車両の主要走行ルート沿道	
振動					
施設の稼働に伴う施設振動	施設稼働振動	振動の伝搬計算式による数値計算	施設振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界及び近傍の住宅地	施設の稼働が最大になる時期
施設関連車両の走行に伴う道路交通振動	道路交通振動	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(国土交通省国土技術政策総合研究所)に示された方法	道路交通振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	施設関連車両の主要走行ルート沿道	
低周波音					
施設の稼働に伴う低周波音	低周波音の音圧レベル	既存類似例による方法もしくは距離減衰による数値計算	低周波音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界及び近傍の住宅地	施設の稼働が最大になる時期
悪臭					
施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	悪臭の程度	既存類似例による定性的予測	悪臭の漏洩の予測に一般的に用いられている定性的な手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界	施設の稼働が最大になる時期
煙突からの悪臭物質の排出	臭気指数	「煙突排出ガスの予測方法」で示した大気拡散計算に、評価時間の補正及び悪臭防止法施行規則第6条の2に示された物質濃度から臭気指数への修正を加える方法	臭気指数予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域周辺	
陸域生態系					
施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴う生息・生育環境の変化	陸生動物・陸域生態系の生息・生育環境の変化の程度	陸生動物・陸域生態系に影響を及ぼす環境の変化を勘案し、既存類似例、文献などを参考にして予測する方法	施設の稼働及び施設関連車両の走行に伴う陸生動物・陸域生態系の生息・生育環境の変化を予測できる手法を採用した。	対象事業実施区域周辺	施設の稼働が最大になる時期
人と自然との触れ合いの活動の場					
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化	利用環境の変化の程度	類似事例等に基づく推定	人と自然との触れ合いの活動の場の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	・泉佐野丘陵緑地 ・ハイキングルート	施設の完成時期

表 6.2.1(3) 予測の項目、事項、方法、地域及び時期（施設等の存在・供用時）

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の 選定理由	予測地域・ 地点	予測対象 時期
景観					
施設の有存在に伴う自然景観及び歴史的・文化的景観の変化	代表的な眺望地点からの眺望の変化	フォトモンタージュの作成	視覚的にその変化を把握しやすい手法とした。	・母山集落 ・泉佐野丘陵緑地 ・大井関公園 ・ハイキングルート ・雨山城跡	施設の完成時期
廃棄物、発生土					
焼却施設等の稼働に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量等	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	廃棄物の予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	施設の稼働が最大になる時期
地球環境					
焼却施設等の稼働及び施設関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	温室効果ガスの予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	施設の稼働が最大になる時期

表 6.2.2(1) 予測の項目、事項、方法、地域及び時期（工事の実施時）

予測項目		予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期
大気質						
建設機械排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年）に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算	建設機械排ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域周辺	工事期間中で大気汚染物質の排出量が最大となる年次
工事関連車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）に示された方法	車両排ガスの影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	工事関連車両の主要走行ルート沿道	
騒音						
建設作業騒音	建設作業騒音	騒音の伝搬計算式による数値計算	建設作業騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界	工事による影響が最大になる時期	
工事関連車両の走行に伴い発生する道路交通騒音	道路交通騒音	日本音響学会による道路交通騒音予測式（ASJ RTN-Model 2018）	道路交通騒音の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	工事関連車両の主要走行ルート沿道		
振動						
建設作業振動	建設作業振動	振動の伝搬計算式による数値計算	建設作業振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域の敷地境界	工事による影響が最大になる時期	
工事関連車両の走行に伴う道路交通振動	道路交通振動	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）（国土交通省国土技術政策総合研究所）に示された方法	道路交通振動の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	工事関連車両の主要走行ルート沿道		
陸域生態系						
工事の実施及び工事関連車両の走行に伴う生息・生育環境の変化	陸生動物・陸域生態系の生息・生育環境の変化の程度	陸生動物・陸域生態系に影響を及ぼす環境の変化を勘案し、既存類似例、文献などを参考にして予測する方法	工事の実施及び工事関連車両の走行に伴う陸生動物・陸域生態系の生息・生育環境の変化を予測できる手法を採用した。	対象事業実施区域周辺	工事期間中	
人と自然との触れ合いの活動の場						
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化	利用環境の変化の程度	類似事例等に基づく推定	人と自然との触れ合いの活動の場の影響予測に一般的に用いられている手法を採用した。	・泉佐野丘陵緑地 ・ハイキングルート	工事期間中	

表 6.2.2(2) 予測の項目、事項、方法、地域及び時期（工事の実施時）

予測項目	予測事項	予測方法	予測方法の選定理由	予測地域・地点	予測対象時期
廃棄物、発生土					
工事の実施に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量（自ら利用する量、外部委託量）、処理量及び最終処分量等	建設工事による廃棄物は既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	廃棄物の予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	工事期間中
地球環境					
建設機械の稼働及び工事関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	温室効果ガスの予測に即して一般的に用いられている手法を採用した。	対象事業実施区域	工事による影響が最大になる時期

6.3 評価

環境影響の予測結果を、生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するため、本事業における評価の指針を表 6.3.1 に示すとおり設定する。

表 6.3.1 評価の指針

項目	評価の指針
大気質	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等の国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。
騒音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等の国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。
振動	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等の国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。
低周波音	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②大阪府環境総合計画等、国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
悪臭	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等の国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③悪臭防止法に定める規制基準に適合するものであること。
陸域生態系	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める基準等に適合するものであること。
人と自然との 触れ合いの 活動の場	①人と自然との触れ合いの活動の場の保全又は整備について十分な配慮がなされていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画、自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国又は大阪府が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
景観	①景観形成について十分な配慮がなされていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画、自然環境の保全と回復に関する基本指針等、国、大阪府又は3市町が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③大阪府景観条例及び泉佐野市都市景観条例等の指導基準に適合するものであること。
廃棄物、発生土	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合するものであること。
地球環境	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基本計画、大阪府環境総合計画、大阪府地球温暖化対策実行計画等、国、大阪府又は泉佐野市が定める環境に関する計画及び方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。